

# あさびまわり(ア)

(厚沢部町高齢者保健福祉計画及び厚沢部町介護保険事業計画)

= 第 7 期 =

平成30年3月  
北海道 厚沢部町

# あさびまわり

(厚沢部町高齢者保健福祉計画及び厚沢部町介護保険事業計画)

= 第 7 期 =

平成30年3月  
北海道 厚沢部町



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と基本的事項	3
(1) 計画策定の趣旨	3
(2) 基本理念	4
(3) 計画の位置づけ等	4
(4) 計画期間	5
2. 計画策定体制	5
(1) 策定体制	5
(2) 住民参加	5
3. 計画の進行管理（PDCAサイクル）	6
第2章 厚沢部町の高齢者等の実態	7
1. 人口構造と世帯	9
(1) 人口構造と推移	9
(2) 世帯の推移	10
2. 要支援・要介護者の状況	11
(1) 要支援・要介護認定者数の推移	11
(2) 要支援・要介護者の現況（平成28年度）	11
(3) 月別要支援・要介護認定者数の推移	12
(4) 要支援・要介護認定者分布の状況	13
(5) 要支援・要介護認定者分布の推移	14
(6) 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクの推移	15
(7) 要支援・要介護度別の居宅・施設サービスの割合	16
3. 各年度における被保険者の推計	17
(1) 推計人口	17
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	17
(3) 所得段階別加入者数の推計	18
第3章 サービス提供の現状・課題	19
1. 施設介護サービス	21
2. 居宅介護サービス	23
3. 地域密着型サービス	31
4. 介護予防サービス	36
5. 総合事業、介護予防、健康づくり、生きがい事業	46
6. 相談事業	53

7. 高齢者生活支援事業	54
8. 老人福祉施設関連サービス	60
9. 保健事業	61
<b>第4章 高齢者保健福祉計画の基本的な政策目標</b>	<b>69</b>
1. 基本的目標	71
(1) 元気でいきいきと生活できること	71
(2) 安心して自分らしく生活できること	71
(3) 互いに認め合い、支えあって生活できること	71
2. 重点課題	72
(1) 介護予防の推進	72
(2) サービス基盤整備と質的充実	72
(3) 認知症高齢者への支援	73
(4) 地域ケア体制の構築	74
(5) 高齢者の積極的な社会参加	75
<b>第5章 サービス提供の目標設定</b>	<b>77</b>
1. 介護保険サービスの目標設定	79
(1) 65歳以上人口の推計	79
(2) 要介護（支援）認定者数の推計	79
(3) 施設・居住系サービス利用者数	80
(4) 標準的居宅サービス受給対象者数	81
(5) 標準的居宅サービス受給者数	81
(6) 介護サービス等の量の見込み	81
2. 日常生活圏域・地域密着型サービスの設定	86
(1) 日常生活圏域の設定	86
(2) 地域密着型サービスの設定	86
3. 目標達成のための方策	88
(1) 見込み量確保のための方策及び円滑なサービス提供のための事業	88
(2) サービス付き高齢者向け住宅の整備	88
(3) 地域密着型サービスの整備目標	89
4. 介護保険給付費の見込み	90
(1) 事業費総額	90
(2) 地域支援事業費	92
(3) 第1号被保険者保険料	93
(4) 第1号被保険者保険料の推計方法	95

第6章 介護給付適正化計画の策定 .....	97
1. 介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組み .....	99
(1) 現状と課題 .....	99
(2) 今期の取組方針と目標 .....	99
第7章 介護予防・保健・福祉サービス事業の整備 .....	101
1. 介護予防事業 .....	103
(1) 介護予防対策 .....	103
(2) 保健福祉総合センター .....	104
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業 .....	104
2. 健康増進事業 .....	105
(1) 健康増進事業 .....	105
3. 高齢者生活支援事業 .....	107
(1) 高齢者生活支援事業 .....	107
第8章 高齢者保健福祉に関する体制の整備 .....	111
1. 高齢者保健福祉サービス提供のための体制づくり .....	113
(1) 行政組織 .....	113
(2) 高齢者情報の集約と活用体制 .....	115
(3) サービスの点検と苦情処理 .....	115
2. 地域との連携による支援体制づくり .....	117
(1) 社会福祉協議会 .....	117
(2) 民生委員 .....	118
(3) 住民組織 .....	118
資    料    編 .....	119
法令根拠 .....	121
・老人福祉法 .....	121
・介護保険法 .....	122
厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱 .....	123
厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員名簿 .....	125



---

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

---



## 1. 計画策定の趣旨と基本的事項

---

### (1) 計画策定の趣旨

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、健康づくりや寝たきり予防などの施策の充実を図り、たとえ介護を必要とする状態になっても、必要なサービスを利用し、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが総合的・一体的に提供され、社会全体で介護を支えていく仕組みです。3年ごとに見直しをしながら、創設から17年を経過した現在、この制度は、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして、定着してきています。

一方で、高齢者を支える介護サービスや、その人材の確保が十分にできていない状況があり、課題となっています。

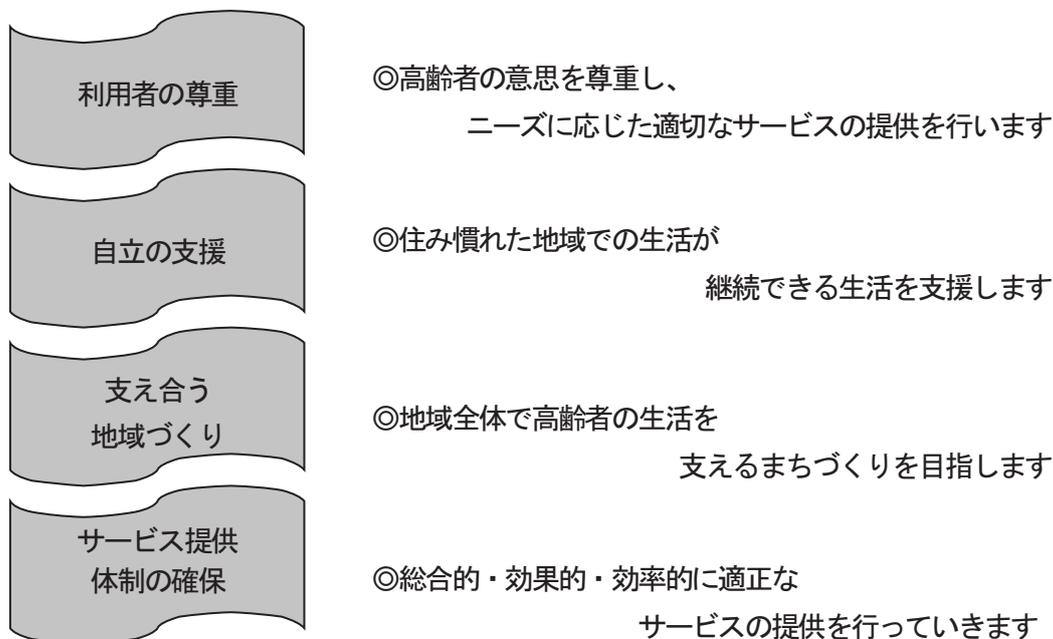
厚沢部町は、高齢化率が40%に達し、高齢者を支える人数が減少していきます。今後も少子高齢化は進むと予測され、高齢者施策を町全体で考えていく必要があります。更にはこれから、団塊の世代が75歳になる2025年を見据えて、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保に留まらず、地域の中で、住民が役割を持ち、支え合いながら、協働して暮らせる地域づくりが必要になっています。

第6期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりの検討をしてきました。

今回の第7期計画では、介護保険制度等の改正や、高齢者を取り巻く環境等の変化に合わせて、実態や状況に応じた取り組みを推進していきます。第6期から引き継ぎ、地域包括ケアシステムの深化、充実を図り、限られた資源、人材を有効に活用しながら、地域の助け合いの心を皆で共有し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指すため、平成32年度末を目標の時期として、「第7期厚沢部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するものです。

## (2) 基本理念

これからの高齢社会を安心して迎えられるものとするため、また、当町の第5次総合計画での町づくりのテーマ・スローガン「地域力で育む“素敵な過疎のまち厚沢部”」を実現するため、本計画では次の4点を基本理念とします。



## (3) 計画の位置づけ等

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定めるものです。一方、「介護保険事業計画」は、介護保険法117条の規定に基づき、厚沢部町が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるもので、両計画は、整合性を図りながら、連携をして事業を推進する必要があると、一体的に策定しています。

この計画は、2025年を見据え、中長期的な視点に立って、当町の今後の高齢者施策を充実・発展させるための計画と、位置づけています。

また、平成23年度（2011年）を基準年として、平成32年度（2020年）を目標年度（最終年度）とする「第5次厚沢部町総合計画」に基づき「地域力で育む“素敵な過疎の町厚沢部”」を町づくりのテーマに掲げて、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの実現と合わせ、高齢者の保健福祉政策等の推進を図っています。

このため、「第5次厚沢部町総合計画」を基本とし、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等と整合性を図り、策定しました。

#### (4) 計画期間

本計画は、介護保険法第117条の規定に基づき3年を1期とするもので、第7期目として、平成30年度から平成32年度までの計画期間とします。

## 2. 計画策定体制

---

### (1) 策定体制

本計画の策定にあたり、その事務を適正かつ円滑に行うため、被保険者の代表を含む厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会の策定体制を整備しました。

#### ○策定推進委員会

保健・医療・福祉に詳しい学識経験、関係団体の代表者、被保険者代表、保険医療関係者、福祉関係者、行政代表の委員17人で構成し、まちづくりの視点から諸問題をとらえ、広く町民の意見を2つの計画に反映させました。

### (2) 住民参加

高齢化社会に加え、大きな社会変化が到来する現在において、21世紀の夢のある高齢社会に対応した、「生涯にわたる健康的な生活の実現」、「生きがいのある充実した暮らしの実現」、「町民誰もが互いに助け合い、心のかよう、ふれあいのある地域の実現」を目指し、保健・医療・福祉をより総合的・実践的に創造するために、あらゆる世代、地域において、お互いに関わりと共生の意識を持ち、介護のみならず生活全般に渡るきめ細かな支援を受けられるよう「互いに支え合う地域づくり」の取り組みが必要です。

高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らせるためには、地域全体で支える体制づくりが今求められています。

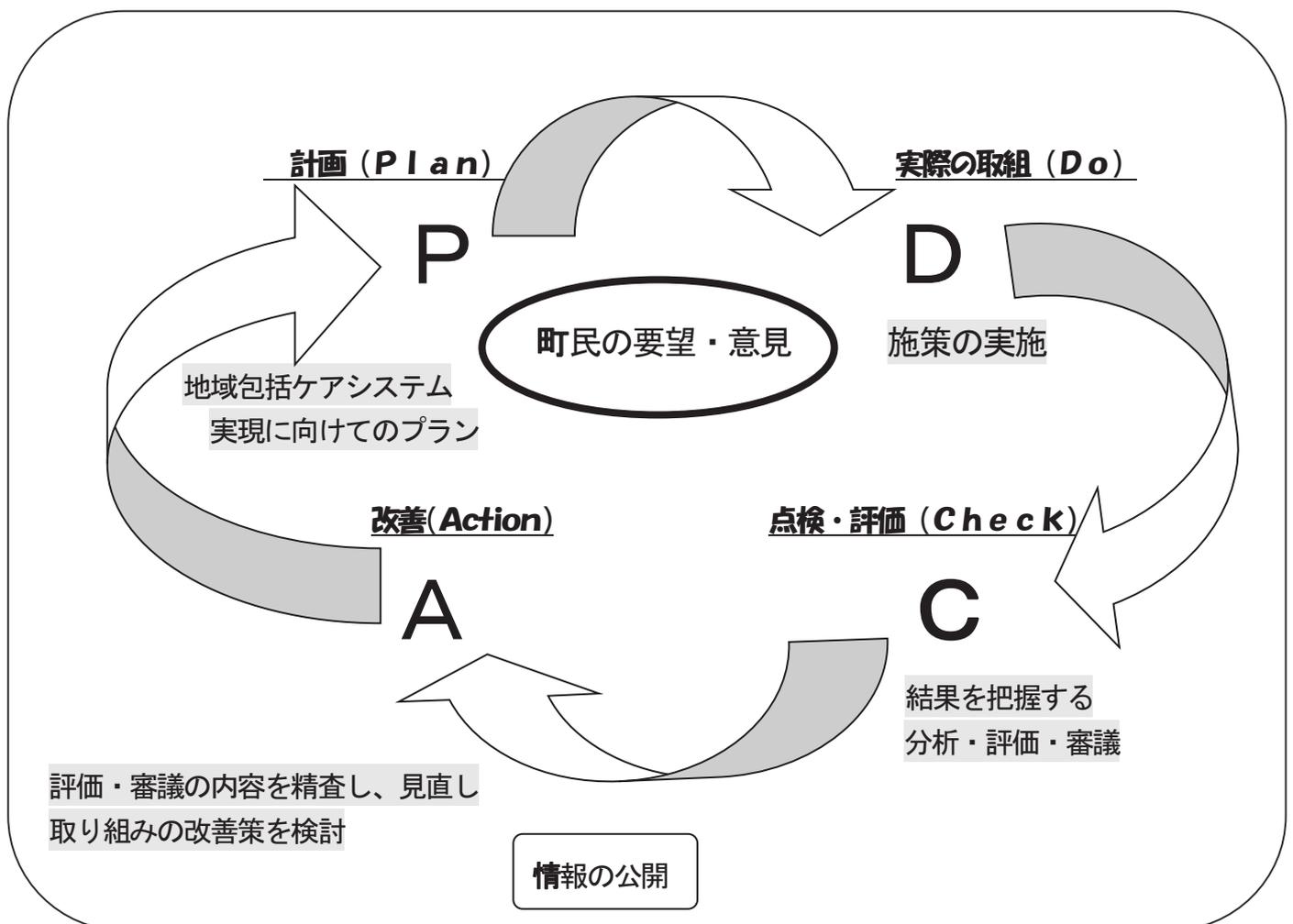
厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会の構成メンバーは、行政機関内部だけではなく、学識経験者、保健・医療・福祉ほか各関係団体委員をはじめ、住民代表の方々の参加を得て広く意見を聴収しました。

### 3. 計画の進行管理（PDCAサイクル）

厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会における、計画の進捗状況の把握、評価を各年度ごとに実施していきます。

本計画は、地域の実態把握・課題分析を踏まえて、地域の共通の目標を設定し、関係者間で共有すると共に、その達成に向けた具体的な計画を作成しています。（Plan）それを基に地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けた様々な取り組みを実行していきます。（Do）これらの取り組みの実績を、点検、評価した上で（Check）計画について必要な見直しを行い改善していく（Action）ことで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

このように、第7期計画は、PDCAサイクルに基づき、将来を見据えて、段階的に進めていきます。



---

---

## 第2章 厚沢部町の高齢者等の実態

---

---



## 1. 人口構造と世帯

平成12年度以降、当町における高齢者数は着実に増加し、平成29年度は人口総数3,992人で、平成12年と比較して21.8%減少しています。

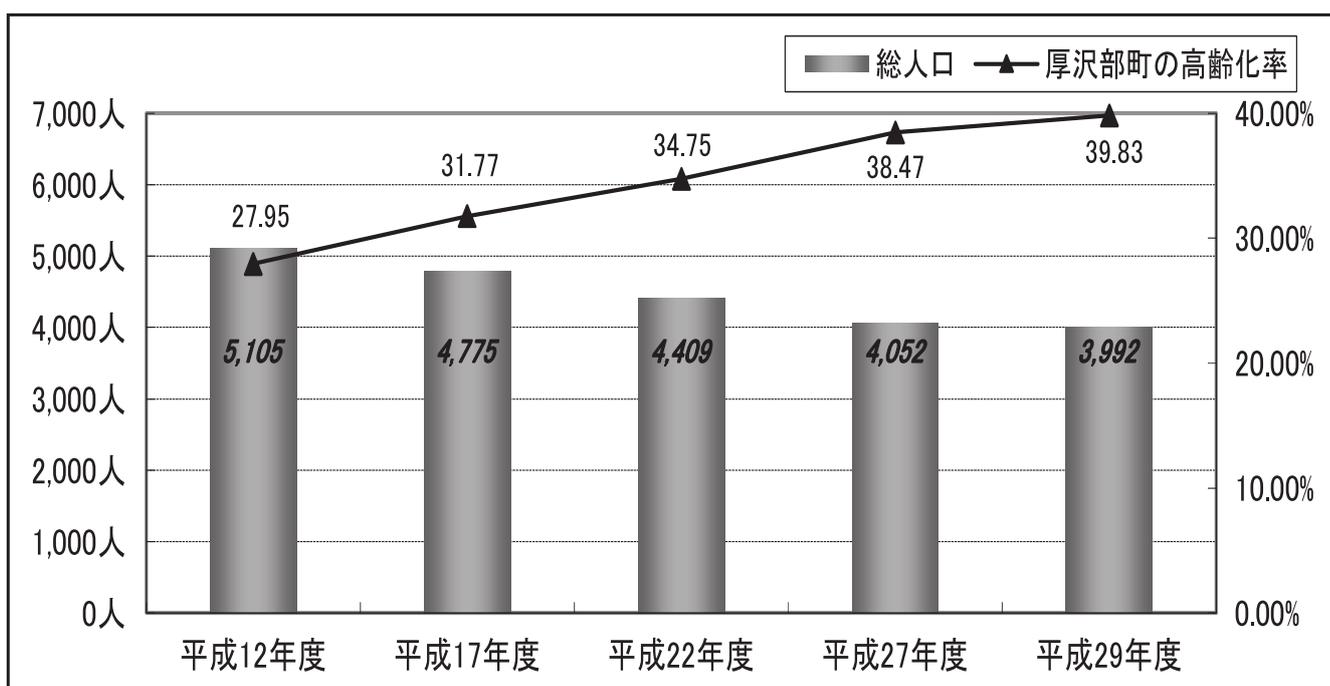
総人口に占める高齢者数の比率である高齢化率は39.83%と、ほぼ2.5人に1人が65歳以上の高齢者であり、その内、75歳以上の後期高齢者数が増加しています。

### (1) 人口構造と推移

(単位：人、%)

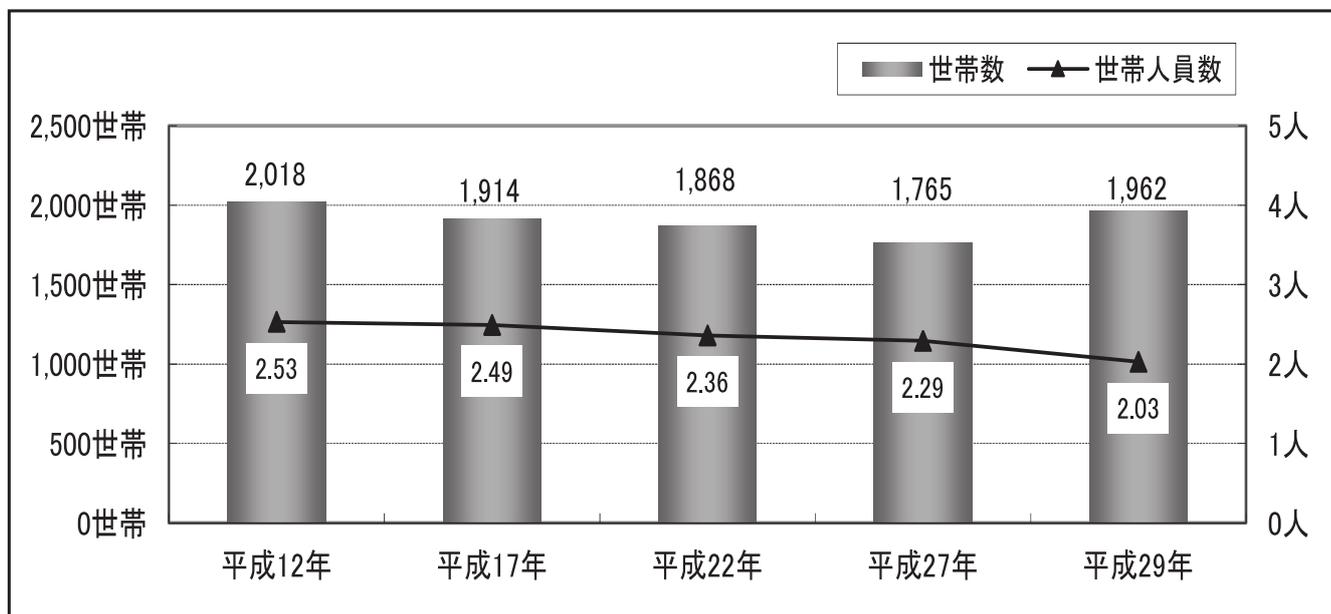
区分		平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成29年度
総人口(A)		5,105	4,775	4,409	4,052	3,992
年少人口	14歳以下	636	541	484	440	403
	生産年齢人口					
	15～39歳	1,145	991	843	670	693
	40～64歳	1,897	1,726	1,550	1,383	1,306
	小計	3,042	2,717	2,393	2,053	1,999
高齢者人口	前期高齢者					
	65～74歳	832	761	670	657	674
	後期高齢者					
75歳以上	595	756	862	902	916	
	小計(B)	1,427	1,517	1,532	1,559	1,590
高齢化率(B/A)		27.95	31.77	34.75	38.47	39.83

資料：国勢調査人口（平成29年度は10月末の住民基本台帳人口）



## (2) 世帯の推移

世帯数は平成29年10月末時点で1,870世帯であり、一世帯あたりの人員は2.13人です。世帯数は年により増減がみられますが、一世帯あたりの人員は年々減少しています。なお、世帯数は施設に住所を有するあっさぶ荘などの施設入居者は除いています。

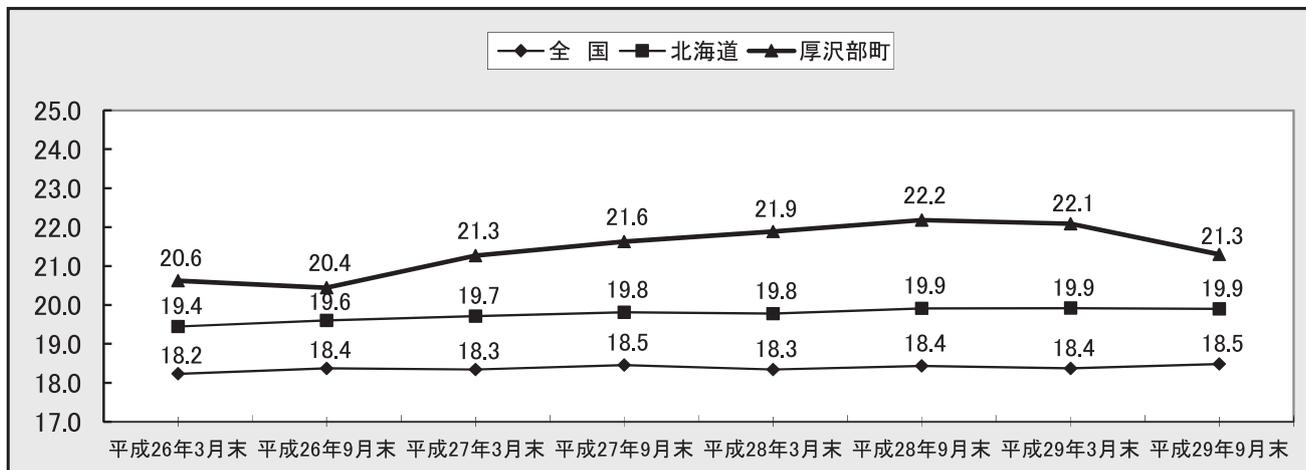


資料：国勢調査人口（平成29年度は10月末の住民基本台帳人口）

## 2. 要支援・要介護者の状況

### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の高齢者人口に対する比率は、全国及び北海道に対し高位に推移しています。



資料：介護保険事業状況報告

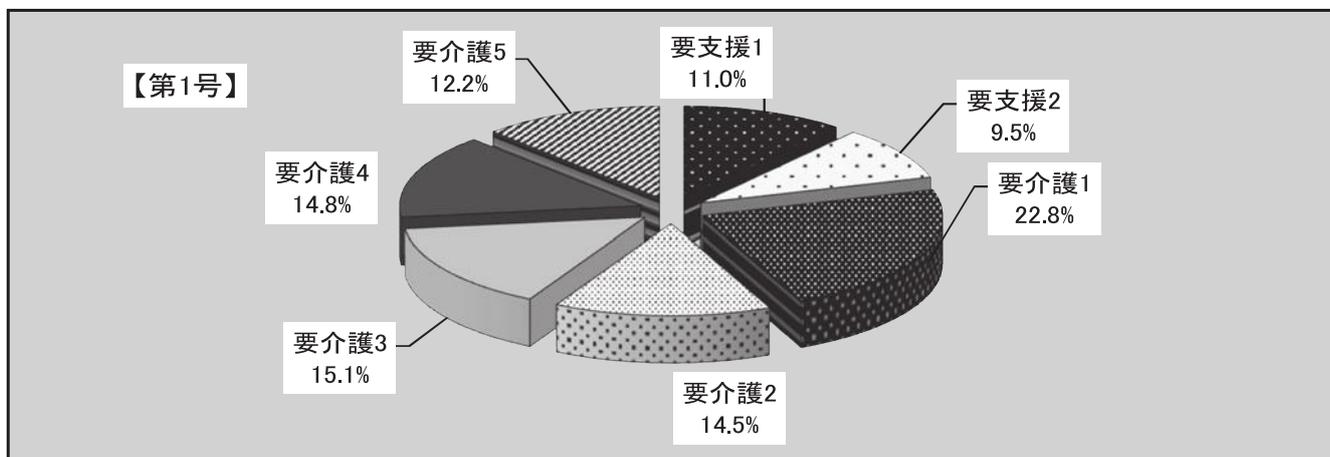
### (2) 要支援・要介護認定者の現況（平成28年度）

第1号被保険者（65歳以上）の認定者数について、平成25年度の軽度の要介護認定者（要介護1及び2）の割合が46.3%に対し、平成28年度は37.3%と9.0%減少していますが、中重度の要介護認定者（要介護3～5）について、平成25年度の割合が35.4%に対し平成28年度は42.1%と6.7%増加しています。

（単位：人、%）

区分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者	第1号	37	32	77	49	51	50	41	337
		11.0	9.5	22.8	14.5	15.1	14.8	12.2	100.0
認定者	第2号	1	2	2	1	0	0	1	7
		14.3	28.6	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3	100.0
計		38	34	79	50	51	50	42	344

資料：介護保険事業状況報告（平成29年3月末）



### (3) 月別要支援・要介護認定者数の推移

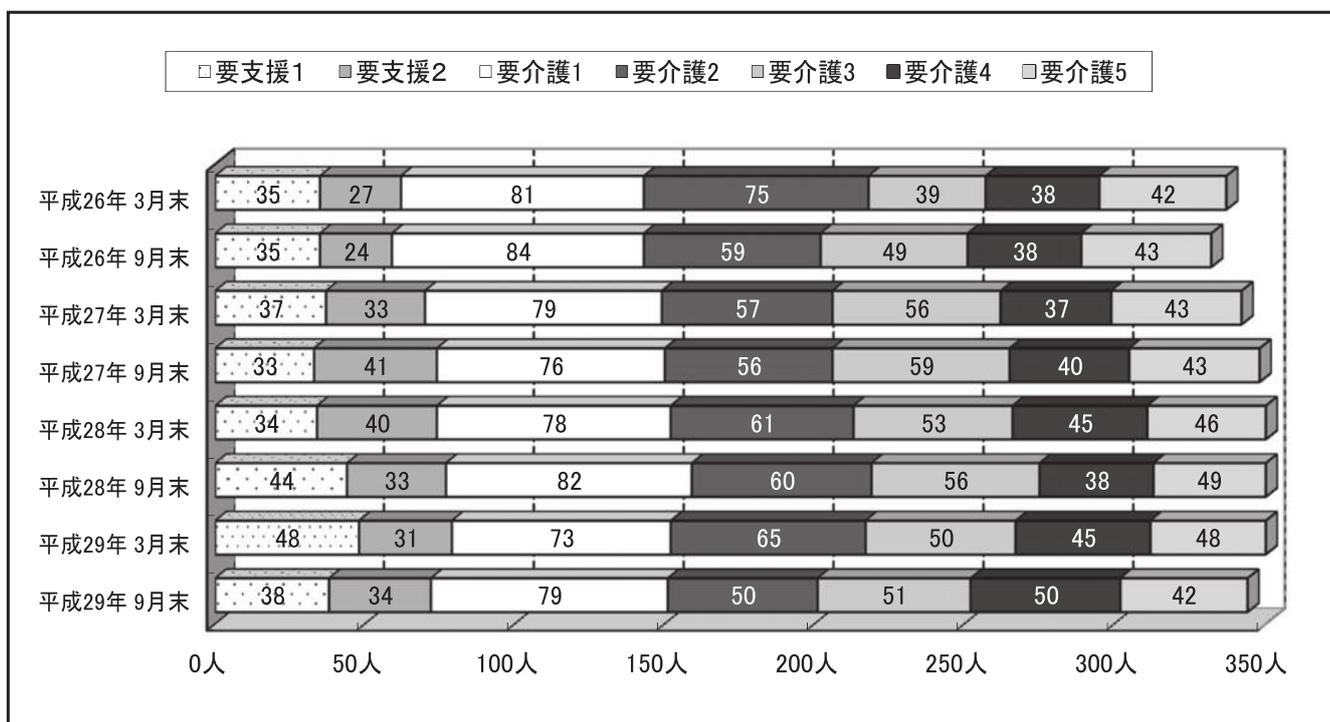
月別要支援・要介護認定者数は、増加し続け平成29年9月末に減少したものの増加傾向で推移しています。

要支援・要介護者数の推移

(単位：人)

区分	認定者数	認定者内訳						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成26年3月末	337	35	27	81	75	39	38	42
平成26年9月末	332	35	24	84	59	49	38	43
平成27年3月末	342	37	33	79	57	56	37	43
平成27年9月末	348	33	41	76	56	59	40	43
平成28年3月末	357	34	40	78	61	53	45	46
平成28年9月末	362	44	33	82	60	56	38	49
平成29年3月末	360	48	31	73	65	50	45	48
平成29年9月末	344	38	34	79	50	51	50	42
平均	347.8	38.0	32.9	79.0	60.4	51.6	41.4	44.5

資料：介護保険事業状況報告

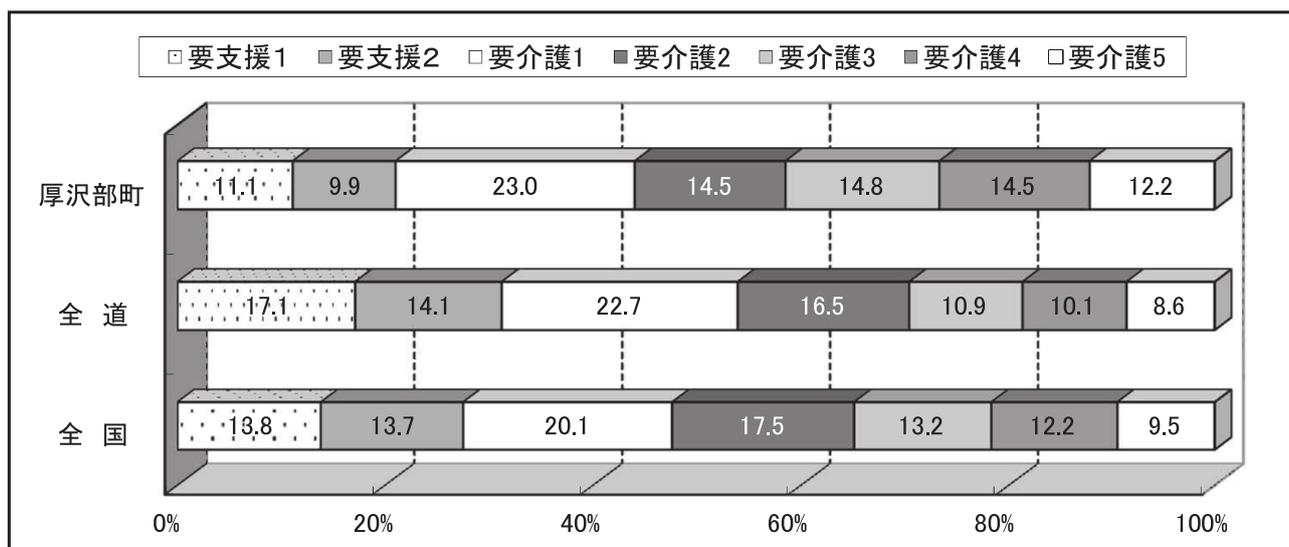


#### (4) 要支援・要介護認定者分布の状況

全国と比較し、要支援認定者の比率が低く、軽度の要介護1及び重度の要介護4及び5の要介護認定者の比率が高くなっています。

(単位：%)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
厚沢部町	11.1	9.9	23.0	14.5	14.8	14.5	12.2
全道	17.1	14.1	22.7	16.5	10.9	10.1	8.6
全国	13.8	13.7	20.1	17.5	13.2	12.2	9.5



分類	要支援・要介護状態のおおむねの状態像	人数
要支援1	食事・更衣・移動・排泄などの日常生活動作はほぼ自立だが、電話の使い方・買い物などの手段的日常生活動作について何らかの支援が必要な状態	38
要支援2	要支援1の状態と比べ、手段的日常生活動作の能力がわずかに低下し何らかの支援が必要な状態	34
要介護1	要支援2の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的な介護が必要な状態	79
要介護2	要介護1の状態から、日常的な生活動作についても部分的な介護が必要な状態	50
要介護3	日常生活動作、手段的日常生活動作両方が低下しほぼ全面的な介護が必要となる状態	51
要介護4	介護なしには日常生活を送ることが困難な状態	50
要介護5	介護なしには日常生活を送ることがほぼ不可能な状態	42
合計		344

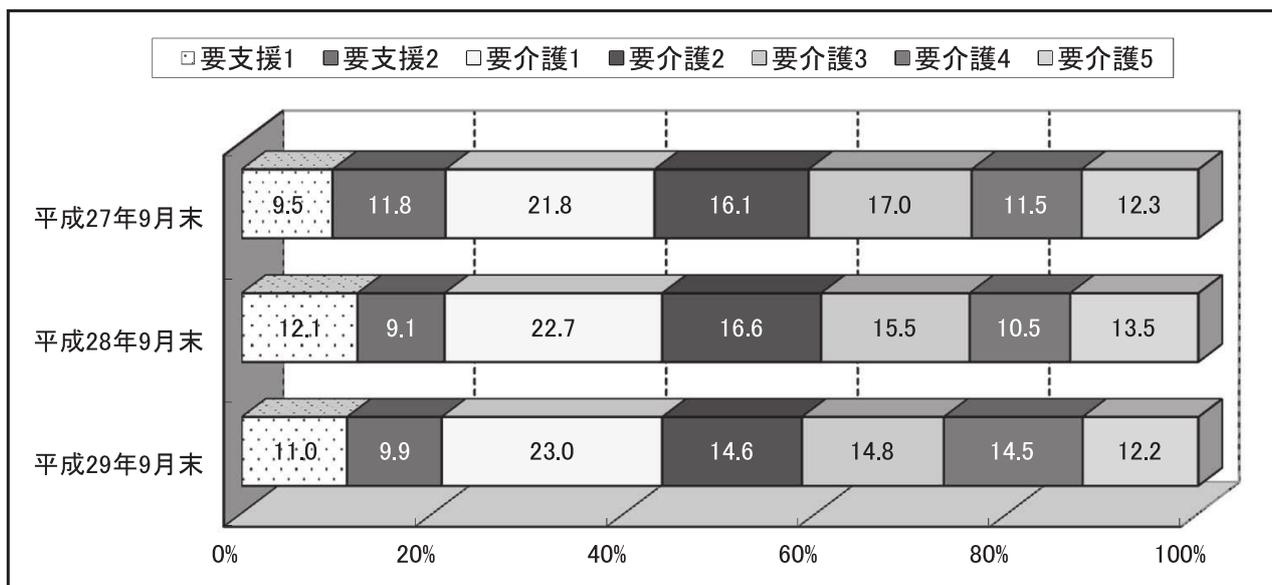
資料：介護保険事業状況報告（平成29年9月末現在）

### (5) 要支援・要介護認定者分布の推移

年度により増減はありますが、要介護1の比率が徐々に高くなっています。また、身体機能は自立していますが認知症が進行している高齢者が増加傾向にあります。

(単位：%)

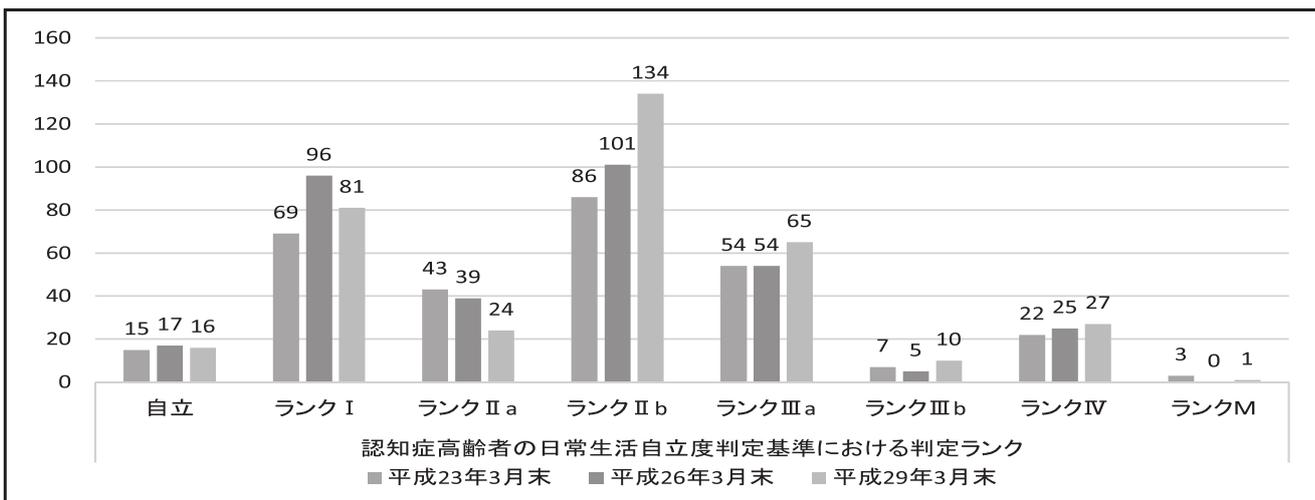
区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成27年9月末	9.5	11.8	21.8	16.1	17.0	11.5	12.3
平成28年9月末	12.1	9.1	22.7	16.6	15.5	10.5	13.5
平成29年9月末	11.0	9.9	23.0	14.6	14.8	14.5	12.2



## (6) 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランクの推移

認知症の症状が強く見られるランクⅡb以上の認定者数は増加しており平成29年度末には全体の66.2%を占めています。

区分	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準における判定ランク								合計
	自立	ランクⅠ	ランクⅡa	ランクⅡb	ランクⅢa	ランクⅢb	ランクⅣ	ランクⅤ	
平成23年3月末	15	69	43	86	54	7	22	3	299
平成26年3月末	17	96	39	101	54	5	25	0	337
平成29年3月末	16	81	24	134	65	10	27	1	358



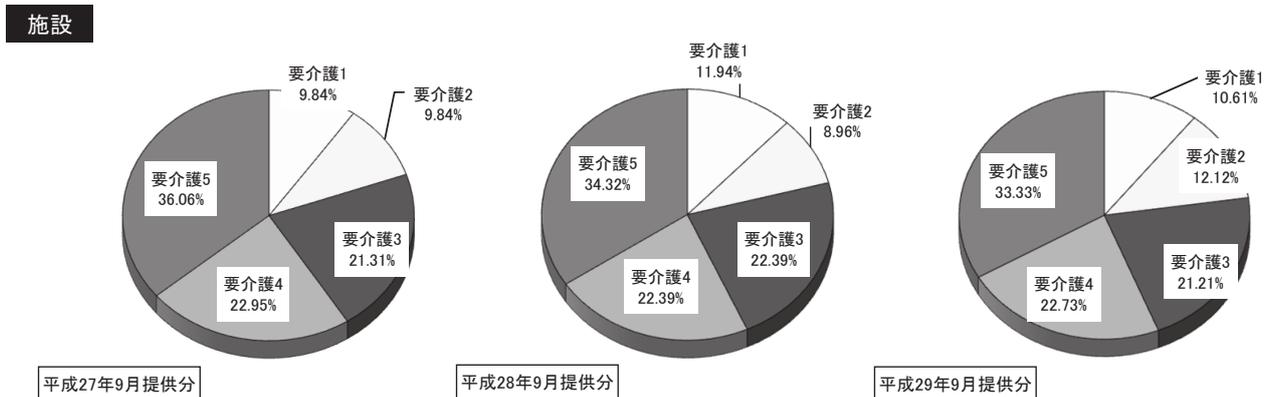
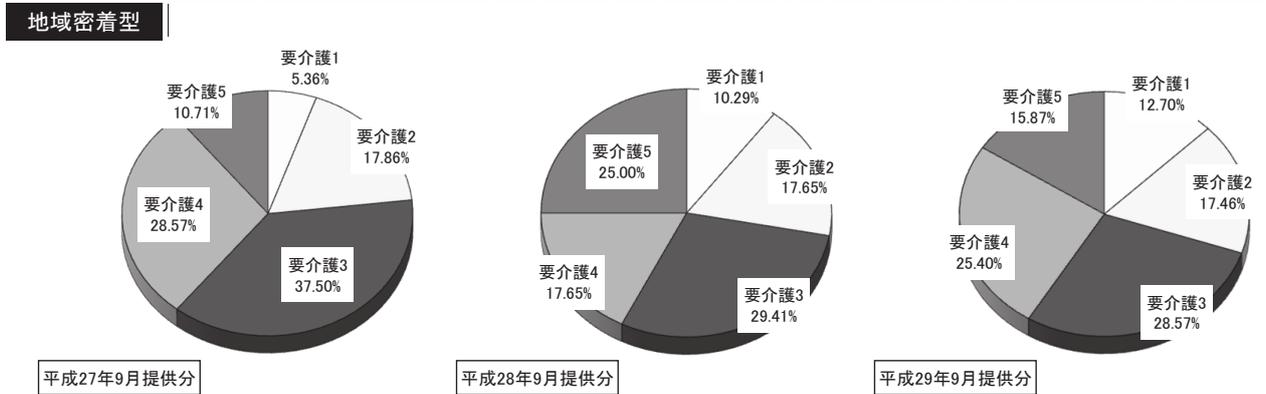
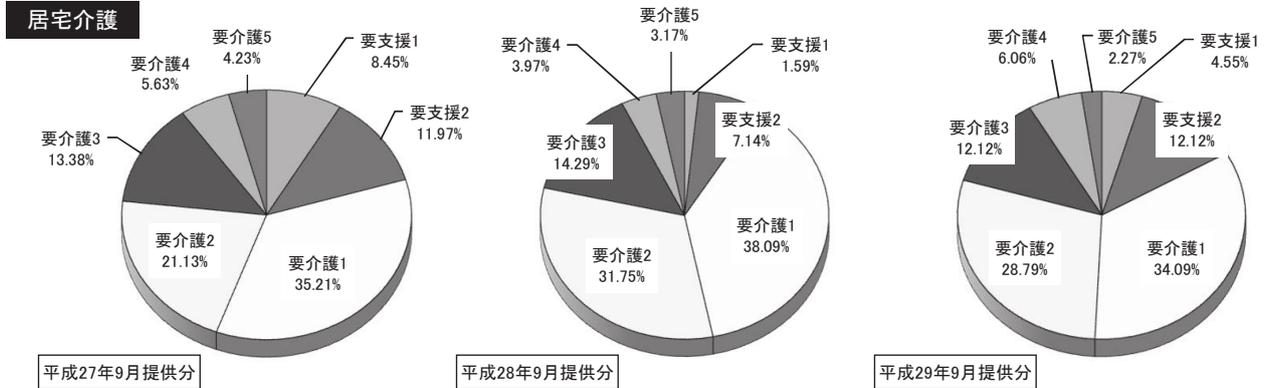
資料：要介護認定者の認知症高齢者日常生活自立度状況調査より

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱa	家庭外で次の状態が見られる。日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまで出来たことにミスが目立つなど。
Ⅱb	家庭内でも次の状態が見られる。日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	服薬管理が出来ない、電話の対応や訪問者との対応など1人で留守番が出来ないなど。
Ⅲa	日中を中心として次の状態が見られる。日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲb	夜間を中心として次の状態が見られる。日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	着替え、食事、排便、排尿が上手に出来ない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の後始末、不潔行為、性的異常行動など。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
Ⅴ	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態など。

## (7) 要支援・要介護度別の居宅・施設サービスの割合

居宅介護は、要介護1と要介護2の割合が全体の半数以上占めており、地域密着型は、要介護3の割合が最も多く占めています。

施設は平成28年度と平成29年度の割合を比較すると極端な変化は無いが、要介護2が微増しています。



### 3. 各年度における被保険者の推計

介護保険事業計画における将来人口の推計は、厚生労働省から配付された地域包括ケア「見える化」システムを基に以下のとおり推計しました。

要支援・要介護認定者数は、直近2カ年の認定率等の実績に基づいて将来の性別・年齢階層別の認定率を推計し、将来の被保険者数に乗じることで推計しました。

所得段階別加入者数は、平成27年度の実績を基に、推計した各年度の65歳以上人口に割合を乗じて推計しました。なお、所得段階は国の基準を踏まえ、1段階から9段階とします。

#### (1) 推計人口

65歳以上人口

(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
65歳以上人口	1,586	1,578	1,571
前期高齢者数	690	693	696
後期高齢者数	896	885	875

#### (2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数

(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
要支援1	36	37	36
要支援2	30	29	27
要介護1	80	82	87
要介護2	60	60	60
要介護3	50	52	52
要介護4	51	54	54
要介護5	42	43	43
合 計	349	357	359

### (3) 所得段階別加入者数の推計

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
<第 1 段階> 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、市町村民税非課税(世帯)で課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円以下の方	430	428	426
<第 2 段階> 市町村民税非課税(世帯)で課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円超え 120 万円以下の方	183	181	181
<第 3 段階> 市町村民税非課税(世帯)で第 1 段階及び第 2 段階以外の方	140	139	138
<第 4 段階> 市町村民税課税世帯かつ本人が非課税で課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円以下の方	192	191	190
<第 5 段階> 市町村民税課税世帯かつ本人が非課税で第 4 段階以外の方	164	164	163
<第 6 段階> 市町村民税課税者で所得額が 120 万円未満の方	226	225	223
<第 7 段階> 市町村民税課税者で所得額が 120 万円以上 200 万円未満の方	126	126	126
<第 8 段階> 市町村民税課税者で所得額が 200 万円以上 300 万円未満の方	47	47	47
<第 9 段階> 市町村民税課税者で所得額が 300 万円以上の方	78	77	77
計	1,586	1,578	1,571

---

---

## 第3章 サービス提供の現状・課題

---

---



## 1. 施設介護サービス

### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

サービス内容							
<p>日常生活で、常時介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合入所し、入浴、排泄、食事、その他日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設。</p>							
事業計画							
<p>当町の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）「あっさぶ荘」は、1施設30床と小規模施設のため待機者が増加する傾向にありましたが、平成23年4月に地域密着型介護老人福祉施設「あっさぶ荘やまぶき」（29床）が開設したこと、また平成27年4月から、介護老人福祉施設入所が原則要介護3以上でなければできなくなったことにより、入所待機者が大幅に減少しました。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
特別養護老人ホーム	計画（人）	45	86.6%	45	84.4%	45	77.7%
	実績（人）	39		38		35	
現	状	<p>当町の被保険者の介護老人福祉施設入所者数は、平成29年10月提供分の国保連合会審査実績で、35名の入所があり、うち町内26名（あっさぶ荘）、町外9名（えさし荘8名、その他1名）の入所実績となっています。</p>					
課	題	<p>介護老人福祉施設入所が原則要介護3以上でなければできなくなったことにより、入所待機者数は減少しましたが、要介護2以下の施設希望者や要介護3以上の早急な施設入所希望者は有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅などの入所へ変化してきていると思われます。実績数は減少していますが、施設入所希望者は減少していないと考えられます。</p>					

## ② 介護老人保健施設（老人保健施設）

サービス内容							
看護・医療的管理下での介護・機能訓練・日常生活の世話をを行う施設。							
事業計画							
当町では、当該施設がないため近隣町の施設や函館市及びその近郊施設も含めた利用を考えています。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
老人保健施設	計画（人）	25	92.0%	25	108.0%	25	120.0%
	実績（人）	23		27		30	
現 状	<p>当町の被保険者の介護老人保健施設入所者数は、平成 29 年 10 月提供分の国保連合会審査実績で、28 名の入所があり、江差町 9 名、北斗市 6 名、函館市 9 名、七飯町 1 名、他 3 名の入所実績です。</p> <p>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所が要介護 3 以上でなければできなくなったことにより、要介護 2 以下の施設入所希望者が老人保健施設に流れたこと、また函館市に新たな施設が開設したことで、実績が増加したと思われま。</p>						
課 題	<p>函館市に新たな施設が開設したことで、入所はしやすくなりましたが、入所後に他院で疾病の治療が必要になると退所しなければならず、入所直後に退所という場合もあり、家族が戸惑い混乱することもありました。</p>						

## ③ 介護療養型医療施設（療養型病床群）

サービス内容							
長期にわたり療養を必要とする高齢者等のため、人的・物的両面で長期療養患者にふさわしい療養環境を提供する施設。							
事業計画							
当町では、当該施設がないため近隣町の施設や函館市及びその近郊施設も含めた利用を考えています。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
療養型病床群	計画（人）	0	100.0%	0	200.0%	0	200.0%
	実績（人）	1		2		2	
現 状	<p>脳血管疾患などで急性期を過ぎ安定期となっても、医療依存度が高い方が以前としている現状ですが、ここ数年、当町の国保病院がこのような方の入院を受け入れています。</p> <p>函館市の療養型医療施設への入院が 2 名で、実績が計画値を上回ったのは家族が函館・渡島在住で、自分の近くの病院へという希望からと考えられます。</p>						
課 題	<p>現行の介護療養病床は経過措置として 6 年間延長され、新たに「介護医療院」が創設されます。当町に関しては、今後も国保病院に担ってもらわなければならない現状です。</p>						

（29年度は10月までの実績からの推計値）

## 2. 居宅介護サービス

### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

サービス内容							
ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や、掃除・洗濯・炊事など日常生活上の世話をを行います。							
事業計画							
ヘルパー不足が深刻化している現状で、家事援助などは介護予防・生活支援サービス事業の活用を促し、ヘルパーは身体介護が必要な重度の対象者に関われるよう取り組む必要があります。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
訪問介護	計画(回/年)	5,630	86.7%	5,720	82.4%	5,805	86.0%
	実績(回/年)	4,886		4,716		4,995	
現	状	<p>第4・5期は実績を伸ばしていましたが、第6期は進捗率8割台となっています。</p> <p>事業所は厚沢部町社協と民間事業所の2つがありますが、人員不足が慢性化し、隣町の事業者の利用も継続されています。認知症などで家事・服薬管理ができなくなった独居・老夫婦など、訪問介護を毎日利用する形に対応することが厳しくなっています。</p>					
課	題	<p>介護予防・生活支援サービス事業を展開させ、ヘルパーは重度の方に対応し、軽度や生活援助は介護予防・生活支援サービス事業で対応していく形を作っていく必要があります。また、ヘルパーによる受診介助の軽減を図り、ケアプランに基づく派遣回数等、利用者のニーズに応じた安定したサービス提供ができるよう対策が必要です。</p>					

## ② 訪問入浴介護

サービス内容							
在宅で寝たきりの老人等に対し、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し行う入浴の介助。							
事業計画							
当町ではサービス提供されていません。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
訪問入浴介護	計画(回/年)	0	-	0	-	0	-
	実績(回/年)	0		0		0	
現 状	寝たきりや障害の重い方については、厚沢部福祉会に委託し特別養護老人ホームあっさぶ荘の特殊浴槽を使い特別入浴を実施しています。						
課 題	特別入浴の利用は横ばいです。これからも特別入浴で補っていく必要があります。						

## ③ 訪問看護

サービス内容							
主治医の指示により、看護師等が居宅に訪問し、利用者の心身の状況を踏まえて全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。							
事業計画							
当町には、財団法人北海道在宅ケア事業団が運営している訪問看護ステーションがサービスを提供していますが、今後、利用者がその人らしい生活を送るためにも安定した供給が図られるよう協力していく必要があります。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
訪問看護	計画(回/年)	1,335	90.6%	1,397	84.8%	1,411	61.4%
	実績(回/年)	1,210		1,185		867	
現 状	提供内容は、脳血管疾患の後遺症や難病へのリハビリや糖尿病患者のインスリン注射の指導管理、服薬・生活指導等です。近年は、終末期（がんなど）を在宅で過ごしたいと希望する人々増加傾向にあり、訪問看護の必要性が高くなっています。しかし、人材不足の現状で、24時間対応の未実施、訪問回数の削減等があり、隣町の事業所の利用も継続されています。						
課 題	終末期を在宅で過ごすには、医療ニーズの高い状態で生活を送らなければならない、需要は今後も増えてくると考えられます。しかし、人材不足で利用者の状態に応じた訪問看護の提供が厳しい状況となっています。これからも訪問看護師の充足に協力する必要があります。また、国保病院で実施している訪問診療との連携も必須です。						

④ 訪問リハビリテーション

サービス内容							
主治医の指示により、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立援助のためのリハビリを行います。							
事業計画							
当町ではサービス提供されていません。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
訪問リハビリ テーション	計画(回/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績(回/年)	0		0		0	
現 状	町の事業として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問リハビリも行われています。						
課 題	在宅で、その人らしい生活を送るためには、訪問リハビリは欠かせないサービスとなっています。しかし、採算面で当町への事業参入は考えづらく、病院、町との連携が今後とも重要となってきます。						

⑤ 通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション

サービス内容							
<p>自立生活の助長と、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るため行う、通所による入浴、機能回復訓練、給食等各種サービスの提供。</p>							
事業計画							
<p>通所介護に関しては、平成 25 年に新たに開設された事業所が平成 28 年度から地域密着型通所介護に変更となりました。今後もサービスの質の確保が図られるよう対策の継続が必要です。</p> <p>通所リハビリに関しては、当町に隣接する江差町の老人保健施設カタセールえさしなどの町外施設の利用の継続が必要です。</p>							
区	分	27 年度	進捗率	28 年度	進捗率	29 年度	進捗率
通所介護	計画(回/年)	4,795	116.9%	4,872	95.9%	4,855	98.8%
	実績(回/年)	5,606		4,674		4,798	
通所リハビリ テーション	計画(回/年)	1,055	62.1%	1,070	52.8%	1,091	65.5%
	実績(回/年)	656		566		715	
現	状	<p>平成 25 年に新たに開設された事業所が平成 28 年度から地域密着型通所介護に変更となったことから、実績数が減少したと考えられます。</p> <p>通所リハビリテーションの利用は、隣町で移動距離が長いことがあります。利用者数はほぼ固定している状況ですが、利用者数としてはほぼ固定している状況です。利用者の特徴として、比較的年齢が若い脳梗塞発症直後の後遺症のあるケースの利用が多い状況で、専門的なリハビリを受けれることが利用希望になっています。</p>					
課	題	<p>今後、「介護予防・日常生活支援総合事業」の普及により、利用者の占める割合は要介護者が増加すると考えられ、要介護者に重きを置いたサービスの内容・提供が必要になると思われます。</p>					

⑥ 短期入所（ショートステイ）

サービス内容							
介護や機能訓練を受けながら、短期間（1～2週間程度）施設に宿泊。							
事業計画							
<p>現在あっさぶ荘で6床、他近隣町の特別養護老人ホーム等のショートステイで対応しています。今後も在宅で施設入所の待機をしているケースや運動機能の低下していない認知症の方など幅広い利用者の対応ができるよう働きかけが必要です。</p> <p>短期入所療養介護は、江差町の老人保健施設カタセールえさしなどの町外施設を利用し実施していきます。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
生活介護	計画(日/年)	1,730	94.1%	1,735	82.0%	1,790	95.5%
	実績(日/年)	1,628		1,424		1,711	
療養介護	計画(日/年)	90	64.4%	90	70.0%	90	98.8%
	実績(日/年)	58		63		89	
現	状	<p>生活介護は、8～9割の進捗率となっています。要因としては医療依存度の高い方が、国保病院のレスパイト入院を利用しているためと考えられます。</p> <p>療養介護の伸びは、老人保健施設への入所を考えて試行的利用があったためと考えられます。</p>					
課	題	<p>短期入所事業所とケアマネージャーとの連携が図られ、計画的に偏りなく利用できるよう推進する必要があります。在宅介護を継続するうえで、長期にわたると介護者の介護疲労も生じてきます。介護者の介護負担軽減という点でも、必要なサービスになっています。</p> <p>医療依存度の高い方は看護師不足から介護老人福祉施設のショートステイ利用はできない現状です。そこを補完するために厚沢部町国保病院のレスパイト入院を利用している状況です。</p>					

⑦ 居宅介護支援

サービス内容							
<p>要介護者とその家族に対し、必要なサービスを的確に提供し、居宅（在宅）介護の継続を図るために、介護認定の事務、ケアプラン作成、評価及び利用者と介護サービス間の調整を行います。</p>							
事業計画							
<p>今後、要介護高齢者の増加、核家族化による家族介護機能の低下が予想されることから、多様化するニーズに適切な対応を図り、介護保険事業の円滑な運営を図る上で本事業の推進は重要な要素となります。</p> <p>このため、要介護者一人ひとりに応じたきめ細かなサービスの提供と、介護支援専門員の養成・資質の向上に努めていきます。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
居宅介護支援	計画(人/月)	100	106.0%	100	104.0%	100	103.0%
	実績(人/月)	106		104		103	
現 状	<p>今まで町内の3事業所に5人の介護支援専門員がいましたが、27年度途中から4人となり、オーバーした部分は近隣町の介護支援専門員にも担ってもらいました。</p>						
課 題	<p>介護支援専門員の年齢構成が40～50代と高く、後継者の育成が課題です。また、給付費適正化のためのケアプランチェックにより一層共通認識事項の確認及び資質向上に向けた取り組みが必要となります。</p>						

⑧ 居宅療養管理指導

サービス内容							
<p>医師、歯科医師、栄養士、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。</p>							
事業計画							
<p>今後も他市町村の事業所からのサービス提供が考えられるため、利用者に適正なサービスとなるよう事業者との連携を図っていきます。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
居宅療養管理指導	計画(人/年)	0	100.0%	0	100.0%	0	200.0%
	実績(人/年)	1		1		2	
現 状	<p>他市町村の事業所でサービス提供が行われている状況です。</p>						
課 題	<p>介護実績については、町外医療機関等での実績となっています。今後においては、訪問診療との調整等、医療機関と連携を図り利用の促進を図る必要があります。</p> <p>また、口腔衛生が必要な方の歯科医師への情報提供も重要な課題です。</p>						

### ⑨ 福祉用具貸与

サービス内容							
心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜、及び機能訓練のために必要な用具の貸与。							
事業計画							
利用者の自立に向けた暮らしを支援するための適正な福祉用具貸与の給付に努めます。 軽度要介護者に対する福祉用具の例外給付の手続きの煩雑さの軽減等に努めます。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
福祉用具貸与	計画(件/年)	520	113.2%	520	112.6%	520	102.6%
	実績(件/年)	589		586		534	
現 状	軽度者のベッドやソファからの立ち上がりの際に使用する手すりや歩行器の貸与が多くなりました。手すり等も多種となり用途に合わせた形態があるため、個々の状態に合わせた用具が求められるようになり、在宅生活を支える一つになっています。						
課 題	在宅で、できるだけ自立した状態で過ごすための福祉用具の活用と、終末期の環境整備等で、利用者が安楽に過ごせるような福祉用具の選択など専門性が求められます。						

### ⑩ 特定施設入居者生活介護

サービス内容							
有料老人ホーム、ケアハウス、一部の養護老人ホーム等の「特定施設」に入所している要介護者に対して、入浴、食事、排泄等の介護、その他の日常に必要な世話を提供します。							
事業計画							
今後も利用者に適正なサービスとなるよう事業者との連携を図っていきます。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
特定施設入居者生活介護	計画(人/月)	6	100.0%	6	150.0%	6	183.3%
	実績(人/月)	6		9		11	
現 状	平成 25・26 年度の進捗率は 30%後半でしたが、第 6 期は大きく進捗率を伸ばしています。要因として「ゆいま〜る厚沢部」に入所している当町の住民の定員は半分以下ですが、ほぼ要介護認定を受けています。また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が要介護 3 以上でなければ入所できないため、介護度の低い方は養護老人ホーム（好日園）、介護付有料老人ホーム等へ入所することで、進捗率が上がったものと考えられます。七飯町の好日園（特定施設入居者生活介護の指定を受けています）は、6 人の実績があります。						
課 題	これからも、介護保険の施設だけではなく、多様な住まいを選択する動きとなって行き、増加する傾向にあると考えられます。それに伴いケアの質に差が出現してくることも考えられるため、情報の把握が必要です。						

⑪ 福祉用具購入費の支給

サービス内容							
腰掛け便座・入浴補助用具等の購入費の支給。							
事業計画							
利用者の自立につながるよう適正な福祉用具の紹介・給付申請手続きを、支援しています。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
福祉用具購入	計画 (件/年)	13	115.3%	13	100.0%	13	61.5%
	実績 (件/年)	15		13		8	
現 状	要介護者ができるだけ自立した形で在宅生活を継続させるために排泄・入浴関係の用具購入費の利用となっています。通所系サービスを利用せず、入浴関係の用具を購入し、在宅で入浴をしているパターンもあります。在宅生活を安全に安心して過ごすために必要なサービスです。						
課 題	購入品目について、サービス受給者に不便が生じないように、提供事業者と居宅支援事業所等が情報交換し、受給者に対し適切な指導・助言を行います。						

⑫ 住宅改修費の支給

サービス内容							
手すり・段差解消のスロープ設置等の改修に対して費用を支給。							
事業計画							
当町では、檜山管内や函館市及びその近郊事業所を含めた利用の継続を考えています。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
住 宅 改 修	計画 (件/年)	10	90.0%	12	25.0%	12	83.3%
	実績 (件/年)	9		3		10	
現 状	進捗率は年度によりばらつきがあります。改修をするタイミングは退院時、日常生活動作の支障が大きくなった時などです。						
課 題	住宅改修については、地域包括支援センター・各居宅介護支援事業所等と連携を取り、適切な相談、助言等の充実を目指します。						

(29年度は10月までの実績からの推計値)

### 3. 地域密着型サービス

#### ① 認知症対応型通所介護

サービス内容							
認知症の利用者ができるだけ在宅で能力に応じた自立した日常生活を営んでもらえるよう、一般の通所介護とは別にデイサービスセンターなどに通い、日常生活上の世話、機能訓練を受けます。							
事業計画							
当町には当該施設がないため、近隣町の事業所の利用が必要となります。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
認知症対応型 通所介護	計画 (回/年)	200	145.5%	200	141.0%	200	192.0%
	実績 (回/年)	291		282		384	
現 状	利用者は2人で、(隣町の養護老人ホームに入所している方)、その方々の利用が増加したことで、進捗率が上がりました。						
課 題	当町では当該施設の計画は予定されていないため、今後も他町の施設の利用が考えられます。						

#### ② 小規模多機能型居宅介護

サービス内容							
在宅で、またはサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、日常生活の世話や機能訓練を行い、能力に応じて在宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。							
事業計画							
当町では、サービス提供されていません。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
小規模多機能型 居宅介護	計画 (回/年)	0	—%	0	0%	0	0%
	実績 (回/年)	0		0		0	
現 状・課 題	少人数の登録制であるため採算面等の課題から、当町への事業参入は見込めない状況です。						

### ③ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

サービス内容							
要介護状態にあつて、認知症の状態にある方（著しい精神状況を呈する方及び著しい行動異常がある方、疾患が急性期の状態にある方を除く）が、共同生活を行う住居において、入居、排泄、食事等の日常生活上の世話、訓練を受けることができます。							
事業計画							
当町では、現在、認知症高齢者グループホームは、平成 25 年度に 1 ユニット（9 床）増床し、3 ユニット（27 床）設置されております。							
区	分	27 年度	進捗率	28 年度	進捗率	29 年度	進捗率
グループホーム	計画（人/月）	22	113.6%	25	96.0%	29	79.3%
	実績（人/月）	25		24		23	
現	状	当町の被保険者の認知症高齢者グループホーム入居者数は、平成 29 年 10 月提供分の国保連合会審査実績で 23 名の入居があり、町内 19 名、町外 4 名（江差町、上ノ国町等）の実績です。町内のグループホームの入居者の町外の方の割合が増えると進捗率が低下します。認知症で在宅での生活継続が困難になった時は急を要することが多く、すぐに入所できるとは限りません。					
課	題	利用者の重度化や看取りへの対応など今後の課題となります。他の施設や医療機関との連携も密にする必要があります。					

### ④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

サービス内容							
有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームで、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居者定員数が 29 人以下のものです。 (サービス内容は特定施設入居者生活介護と同様です)							
事業計画							
当町には当該施設がないため、近隣町の施設の利用が必要となります。							
区	分	27 年度	進捗率	28 年度	進捗率	29 年度	進捗率
地域密着型特定施設生活介護	計画（人/月）	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
	実績（人/月）	1		1		1	
現	状	江差町のケアハウスかもめ荘に 1 人入所しています。					
課	題	介護老人保健施設が要介護 3 以上でなければ原則入所できないことから、介護保険三施設以外の施設や多様な住まいの選択肢の一つとなると考えられます。					

⑤ 夜間対応型訪問介護

サービス内容							
夜間、在宅に定期的に巡回または通報によりヘルパーが訪問し日常生活上の世話や緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることが出来るようにするものです。							
事業計画							
当町では、サービス提供されていません。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
夜間対応型訪問介護	計画（人/月）	0	—%	0	—%	0	—%
	実績（人/月）	0		0		0	
現 状	現在、訪問介護利用者、介護支援専門員からの要望等は聞かれていません。						
課 題	訪問介護事業所は2事業所ありますがヘルパーの人材確保・事業所の採算面等、サービス提供は難しいと思われます。						

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サービス内容							
定員 29 人以下の特別養護老人ホームです。できるだけ在宅の生活への復帰を念頭において日常生活の世話、機能訓練、健康管理上と療養上の世話を行い、自立した生活を営めるようにめざします。							
事業計画							
平成 23 年 4 月から「あっさぶ荘やまぶき」（29 床）が開設し、隣接する特養「あっさぶ荘」（30 床）とともに施設入所待機者の解消を図りました。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画（人/月）	29	100.0%	29	99.6%	29	97.5%
	実績（人/月）	29		28.9		28.3	
現 状・課 題	あっさぶ荘やまぶきが平成 23 年 4 月に開設したことより、施設入所待機者の解消が図られました。 しかし、入所は原則要介護 3 以上でなければ入所できないため、要介護 2 以下の施設入所希望者は、他の施設へ流れていく状況となっています。						

(29 年度は 10 月までの実績からの推計値)

⑦ 地域密着型通所介護

サービス内容							
利用定員 18 人以下の小規模デイサービス。自立生活の助長と、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るため行う、通所による入浴、機能回復訓練、給食等各種サービスの提供。							
事業計画							
平成 28 年 4 月から定員 18 人以下の通所介護は「地域密着型通所介護」へ移行しました。当町は「デイサービス巴」が該当します。							
区	分	27 年度	進捗率	28 年度	進捗率	29 年度	進捗率
地域密着型 通所介護	計画 (回/年)	—		—		—	
	実績 (回/年)	—		1,278		1,642	
現 状	デイサービス巴は定員 10 人で、現在、ほぼ定員上限の利用者となっています。小規模ならではの特徴を生かし、利用者の選択肢の幅を広げています。						
課 題	定員数が少ないため、今後、事業所増は見込みづらいと考えられます。						

⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービス内容							
日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまた密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行う。							
事業計画							
当町では、サービス提供がされていません。							
区	分	27 年度	進捗率	28 年度	進捗率	29 年度	進捗率
地域密着型 通所介護	計画 (回/月)	—		—		—	
	実績 (回/月)	0		1		0	
現 状	他町のサービス付高齢者住宅に当町の被保険者が入居し、利用した実績があります。						
課 題	当町では当該事業所の計画は予定されていません。人材確保・事業所の採算面等、サービス提供は難しいと思われます。						

⑨ 看護小規模多機能型居宅介護

サービス内容							
「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、退院直後の在宅生活へのスムーズな移行、がん末期等の看取り期、病状不安定期における在宅生活の継続を支援します。							
事業計画							
当町では、サービス提供がされていません。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
地域密着型 通所介護	計画（人/月）	—		—		—	
	実績（人/月）	0		0		0	
現 状	町内での利用はありません。						
課 題	今後、他町のサービス付高齢者住宅に当町の被保険者が入居し、利用する可能性はあります。当町では当該事業所の計画は予定されていません。人材確保・事業所の採算面等、サービス提供は難しいと思われます。						

## 4. 介護予防サービス

### ① 介護予防訪問介護

サービス内容							
<p>利用者が可能な限り在宅で、要支援状態の維持もしくは改善を図り、また要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる支援をホームヘルパーが行います。</p>							
事業計画							
<p>予防訪問介護を利用することで要介護状態になることを予防するという目的を積極的に利用者及びサービス事業者に伝え、利用を促していく必要があります。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防訪問介護	計画 (回/年)	380	46.5%	380	0.0%	285	0.0%
	実績 (回/年)	177		0		0	
現	状	<p>進捗率は第6期から引き続き約50%となっています。要因としては町単独事業の高齢者生活支援事業を利用しているためと思われます。</p> <p>当町は平成27年度3月から要支援者の訪問介護を「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行させたことから、28年以降の介護予防訪問介護の実績はありません。</p>					
課	題	<p>要支援者の訪問介護を「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行させ、今後は地域における支え合いにより在宅生活の安心確保を図っていかねばなりません。</p>					

### ② 介護予防訪問入浴介護

サービス内容							
<p>利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、在宅における入浴の支援を行い利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。</p>							
事業計画							
<p>当町ではサービスは提供されていません。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防訪問 入浴介護	計画 (回/年)	0	-	0	-	0	-
	実績 (回/年)	0		0		0	
現	状	<p>寝たきりや障害の重い方については、厚沢部福祉会に委託し特別養護老人ホームあっさぶ荘の特殊浴槽を使い特別入浴を実施しています。</p>					
課	題	<p>要支援の状態での訪問入浴利用は考えづらく今後、訪問入浴介護の需要意向が増加する可能性は低いと考えられるため、現状で進めます。</p>					

### ③ 介護予防訪問看護

サービス内容							
主治医の指示により、看護師等が自宅に訪問し、利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り生活機能の維持向上を目指すものです。							
事業計画							
在宅で要支援者が状態の悪化防止と軽減のために介護予防訪問看護による心身機能の維持回復が有効に活用されるよう、また安定供給されるよう働きかけが必要です。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防訪問看護	計画(回/年)	190	11.0%	205	0.0%	200	37.0%
	実績(回/年)	21		0		74	
現	状	進捗状況にばらつきがあります。内容は服薬管理が多く、服薬管理ができるか否かで在宅生活の維持が左右されます。利用しなければ機能低下し、要介護状態に移行する予測が高いケースでは、訪問看護が重要なサービスになっています。					
課	題	当町は人材不足から薬剤師による訪問で服薬管理を支援することができないため、訪問看護に担ってもらう必要があります。高齢者在宅生活を支える大切な事業の一つです。					

### ④ 介護予防訪問リハビリテーション

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士・作業療法士等が自宅訪問し、必要なリハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。							
事業計画							
当町ではサービスは提供されていません。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防訪問リハビリテーション	計画(回/年)	0	-	0	-	0	-
	実績(回/年)	0		0		0	
現	状	町の事業として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問リハビリが行われていますが、日数も決まっているので、対象者は限定される状況です。					
課	題	障害があっても住み慣れた自宅、その人らしい生活を送るためには、訪問リハビリは欠かせないサービスとなっています。しかし、採算面で当町への事業参入は考えづらく、訪問看護ステーション、病院との連携が今後とも重要となってきます。					

⑤ 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション

サービス内容							
<p>利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、デイサービスセンターなどに通所し、必要な日常生活上の支援と機能訓練を行い心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。</p>							
事業計画							
<p>介護予防通所介護は厚沢部町デイサービスセンター、デイサービス巴等で引き続き利用してもらい、心身機能の維持回復を図るために機能訓練の充実を働きかけて行く必要があります。法改正により平成28年4月からデイサービス巴は地域密着型通所介護へ変更されました。介護予防通所リハビリテーションは隣接する江差町のカタセールえさし等の通所リハビリを引き続き利用してもらうこととなります。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防通所介護	計画 (件/年)	210	108.5%	210	0.0%	70	0.0%
	実績 (件/年)	228		0		0	
介護予防通所リハビリテーション	計画 (件/年)	110	104.5%	180	98.3%	240	41.6%
	実績 (件/年)	115		177		100	
現	状	<p>当町は平成27年度3月から要支援者の通所介護を「介護予防・日常生活支援総合事業」へと移行させたことから、28年以降の介護予防通所介護の実績はありません。</p> <p>介護予防通所リハビリテーションは通所リハビリテーションと同様、移動距離が長いこと、利用料が介護予防通所介護に比べ若干割高なためか利用数は少ないですが、要介護から要支援に軽快した人が、利用を継続されています。複数回の利用で、心身機能のリハビリの効果が出ています。</p>					
課	題	<p>利用料は1月定額制のため、休むことが多くなる月は最初から利用を控える利用者もあり、本来の目的である心身機能の維持回復が損なわれないように配慮が必要です。</p>					

⑥ 介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所させ日常生活上の世話と機能訓練を行うことで利用者の生活機能の維持改善を図ります。							
事業計画							
利用者の状態と家族の状況に合わせた利用の継続に努めます。							
区 分		27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防短期入所生活介護	計画（日/年）	80	0.0%	80	6.2%	80	7.5%
	実績（日/年）	0		5		6	
介護予防短期入所療養介護	計画（日/年）	40	0.0%	40	0.0%	40	0.0%
	実績（日/年）	0		0		0	
現 状	要支援1・2の状態の方は家族の冠婚葬祭などで不定期に利用されることが多く、利用件数としては少ないですが、利用することで、利用者の不安の解消や、家族の身体的・精神的負担が軽減されています。必要時に利用できる状況にあることが、安心感につながっています。						
課 題	限度額や利用者の状態等で利用頻度としては少ないと思われませんが、必要時に介護支援専門員と家族が相談し、利用者も理解したうえで利用されています。						

⑦ 介護予防支援

サービス内容							
<p>要支援者の介護予防ケアマネジメントです。要支援者が介護予防サービスや地域密着型予防サービスおよび介護予防に資する保健医療・福祉サービスを利用できるよう、地域包括支援センターの保健師等が事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>指定介護予防支援事業所は指定介護予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託できます。</p>							
事業計画							
<p>利用者の生活機能の維持改善を目的とし、介護予防ケアマネジメントを行っていきませんが要介護状態に変化した場合等、利用者及び家族が混乱しないよう地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所の連携を密に図っていきます。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防支援	計画（人/月）	30	80.0%	30	30.0%	30	51.7%
	実績（人/月）	24		9		15.5	
現	状	<p>当町は平成27年度3月から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始したことから、要支援者の訪問介護・通所介護利用者は介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防ケアマネジメント」へ移行されました。そのため、介護予防支援は介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、福祉用具貸与等の利用者となります。</p> <p>28年度から進捗率が低いのは、介護予防ケアマネジメントへ移行したためです。</p> <p>当町は介護予防支援の業務の大半を指定居宅介護支援事業所に委託しています。</p>					
課	題	<p>これからも介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護を利用する際は介護予防支援が必要なため継続されます。</p>					

⑧ 介護予防居宅療養管理指導

サービス内容							
医師、歯科医師、栄養士、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。							
事業計画							
今後も他市町村の事業所からのサービス提供が考えられるため、利用者に適正なサービスとなるよう事業者との連携を図っていきます。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防居宅療養 管理指導	計画(件/年)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績(件/年)	0		0		0	
現 状	現在、利用者、介護支援専門員からの要望等は聞かれていません。						
課 題	供給可能な病院等がないためサービス提供は難しい状況です。						

⑨ 介護予防福祉用具貸与

サービス内容							
利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望と環境をふまえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持改善を図ります。							
事業計画							
目的が自立した日常生活であることを念頭に置き、身体機能を低下させるような貸与の防止に努めます。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防福祉 用具貸与	計画(件/年)	70	81.4%	80	132.5%	70	234.2%
	実績(件/年)	57		106		164	
現 状	要支援1・2の軽度要介護者は貸与種目に制限があり、貸与種目としては歩行器・備え付け手すりが多い現状です。28.29年度は進捗率が上昇しています。						
課 題	要支援1・2は状態としてそれほど多くの福祉用具を貸与する状態ではなく、歩行器(手押し車仕様)やベッド・ソファに備え付け手すりを設置することで、人の手を借りず自由に自分で動け、活動量は増え、転倒予防等にもなると考えられます。						

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護

サービス内容							
<p>有料老人ホーム、ケアハウス等の「特定施設」に入所している要支援者に対して、入浴、食事、排泄等の介護、その他の生活全般にわたる支援、機能訓練・療養上の世話をを行うことで、利用者が特定施設で能力に応じた自立した生活ができるように、心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。</p>							
事業計画							
<p>他市町村の施設利用も考えられるため、利用者に適正なサービスとなるよう事業者との連携を図っていきます。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防特定施設 入居者生活介護	計画（人/月）	3	100.0%	3	53.3%	3	83.3%
	実績（人/月）	3		1.6		2.5	
現	状	<p>進捗率としては 50～100%となっています。ゆいま～る厚沢部の入所者は1名ですが、その他に函館の有料老人ホーム2名や七飯町の好日園（特定施設入居者生活介護の指定を受けている）に入所しています。</p>					
課	題	<p>「ゆいま～る厚沢部」に入所していた要支援認定者は要介護へ移行、または介護保険施設へ移動したものと考えられます。近年、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅が増えています。当町の要支援者が移り住むことは今後もあると思われれます。それに伴い、介護予防特定施設入居者介護も増加してくる可能性があります。</p>					

⑪ 介護予防福祉用具購入費の支給

サービス内容							
<p>腰掛け便座・入浴補助用具等の購入費の支給。</p>							
事業計画							
<p>利用者の自立した生活につながるような福祉用具の紹介・給付申請手続きを、支援します。</p>							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防福祉 用具販売	計画（件/年）	5	100.0%	5	80.0%	5	120.0%
	実績（件/年）	5		4		6	
現	状	<p>第6期の進捗率は高く経過しています。要支援者は福祉用具を利用することで自立した在宅生活を継続することができるという実績になっていると思われれます。</p>					
課	題	<p>購入品目について、サービス受給者に不便が生じないように、提供事業者と居宅支援事業所等が情報交換し、受給者に対し適切な指導・助言を行います。</p>					

⑫ 介護予防住宅改修費の支給

サービス内容							
手すり・段差解消のスロープ設置等の小規模な改修に対して費用を支給。							
事業計画							
当町では、檜山管内や函館市及びその近郊事業所を含めた利用を考えています。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防住宅改修	計画（件/年）	8	50.0%	10	20.0%	12	50.0%
	実績（件/年）	4		2		6	
現	状	進捗率の大幅な伸びはありませんが、福祉用具貸与や購入と組み合わせ、自立した在宅生活を送るために必要不可欠な支給となっています。					
課	題	住宅改修については、自立した在宅生活を送ることを念頭に置き、地域包括支援センター・各居宅介護支援事業所等と連携を取り、適切な相談、助言等の充実を目指します。					

⑬ 介護予防認知症対応型共同生活介護

サービス内容							
利用者（要支援2に限る）にあつて、認知症の状態にある方（著しい精神状況を呈する方及び著しい行動異常がある方、疾患が急性期の状態にある方を除く）が、共同生活を行う住居において、入居、排泄、食事等の日常生活上の世話、訓練を受け、心身機能の維持回復を図り生活の維持・向上を目指します。							
事業計画							
当町では、現在、認知症高齢者グループホームが3棟27床設置されています。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防認知症対応型共同生活介護	計画（人/月）	0	—%	0	—%	0	100.0%
	実績（人/月）	0		0		1	
現 状	29年度に1人、入居時に要支援2の方がいましたが、入所直後に認定の区分変更申請をし、要介護となっています。						
課 題	過去に実績としてはほとんどありませんが、やはり要支援2で入居することはあるため、計画は必要です。						

⑭ 介護予防認知症対応型通所介護

サービス内容							
認知症の利用者ができるだけ在宅で能力に応じ自立した日常生活を営んでもらえるよう、一般の通所介護とは別にデイサービスセンターなどに通い、日常生活上の世話、機能訓練を受けます。							
事業計画							
当町には当該施設がないため、近隣の事業所の利用が必要となります。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
介護予防認知症対応型通所介護	計画（回/年）	0	—%	0	—%	0	—%
	実績（回/年）	0		0		0	
現 状	現在利用はありませんが、今後江差町の養護老人ホーム「ひのき荘」に当町から入所されている方が利用される可能性があります。						
課 題	当町では当該施設の計画は予定されていないため今後も他町の施設の利用が考えられます。 しかし、今後、増える認知症への対策として代替などを考える必要があります。						

⑮ 介護予防小規模多機能型居宅介護

サービス内容							
在宅、またはサービス拠点への通所や短期間宿泊により、日常生活の世話、機能訓練を行い、能力に応じ在宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。							
事業計画							
当町では、サービス提供されていません。							
区	分	27年度	進捗率	28年度	進捗率	29年度	進捗率
小規模多機能型 居宅介護	計画(件数/月)	0	—%	0	—%	0	—%
	実績(件数/月)	0		0		0	
現 状・課 題	少人数の登録制であるため採算面等の課題から、当町への事業参入は見込めない状況です。						

(29年度は10月までの実績からの推計値)

## 5. 総合事業、介護予防、健康づくり、生きがい事業

### ① 訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス）

サービス内容				
従前相当の介護予防訪問介護に相当するものとそれ以外の多様なサービスからなっていますが、当町は従前相当の介護予防訪問介護のみ実施しています。				
事業計画				
平成 27 年度 3 月に介護予防訪問介護から移行しました。現在は従前相当の介護予防訪問介護のみの実施ですが、今後はそれ以外の多様なサービスの展開も行っていく必要があります。				
区	分	27 年度	28 年度	29 年度
訪問介護 (従前相応)	実績 (回/年)	4 回	68 回	85 回
現 状	28 年度は介護予防訪問介護の実績と同様でしたが、29 年度は実績が増加しています。			
課 題	今後は総合事業の目的である多様なサービスの充実を図っていく必要があります。			

(29 年度は 11 月末現在)

### ② 通所型サービス（介護予防・生活支援サービス）

サービス内容				
従前相当の介護予防通所介護に相当するものとそれ以外の多様なサービスからなっていますが、当町は従前相当の介護予防通所介護のみ実施しています。				
事業計画				
平成 27 年度 3 月に介護予防通所介護から移行しました。現在は従前相当の介護予防通所介護のみの実施ですが、今後はそれ以外の多様なサービスの展開も行っていく必要があります。				
区	分	27 年度	28 年度	29 年度
通所介護 (従前相応)	実績 (回/年)	22 回	279 回	160 回
現 状	平成 27 年度 3 月から介護予防通所介護が移行してきた形での実施となり、実績は従前相当で推移しています。			
課 題	今後は総合事業の目的である多様なサービスの充実を図っていく必要があります。			

(29 年度は 11 月末現在)

③ 介護予防ケアマネジメント（介護予防・生活支援サービス）

サービス内容				
介護予防・生活支援サービスを利用する対象者に対しサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。				
事業計画				
平成 27 年度 3 月から介護予防支援から移行しました。				
区	分	27 年度	28 年度	29 年度
介護予防 ケアマネジメント	実績（回/年）	22 回	233 回	133 回
現状・課題	今後は従前相当のサービス以外の総合事業の目的である多様なサービス利用のケアマネジメントも実施する必要があります。			

（29 年度は 11 月末現在）

④ 通所型介護予防事業（一般介護予防事業）

サービス内容				
要支援や要介護状態になる危険性の高いと思われる対象者に、「運動機能の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「認知症の予防」などを目的に各事業を展開。				
事業計画				
将来、要介護状態（寝たきりや認知症など）にならないための予防事業であり、各教室に参加することで、参加者が介護予防の必要性を意識でき、仲間作りもできます。専門職種（運動指導士・言語聴覚士・管理栄養士等）の指導を中心に実施していきます。				
区	分	27 年度	28 年度	29 年度
さわやか教室	実施回数（回/年）	32 回	33 回	23 回
	参加者延数（人/年）	444 人	423 人	275 人
現 状	さわやか教室は、教室の内容を工夫しながら、1 年間継続して教室に参加出来ることを目的に実施しています。継続して参加することで、意欲向上や生活のはりに繋がり、予防事業としては成果が出ています。認知症の予防や、運動機能を維持することで転倒予防につながり、また、自分の 1 年後の目標を立てることで、生きがいをもって暮らすことができます。 ボランティアの協力体制も定着してきています。ボランティアとして参加しながら、自分の将来像に繋がられています。			
課 題	将来を見据えての予防事業であることの意識化を、さらに強化していきます。対象の選定が難しかったり、参加期間を制限しにくい状況も生じています。参加者の高齢化も進み、年齢に合わせた内容の検討が必要になっています。冬期間は、実施回数を減らし、館・鶉地区は専用の送迎バスを利用し、安全に送迎をしています。人数が増えると送迎体制も厳しくなると予想されます。			

（29 年度は 11 月末現在）

⑤ 訪問型介護予防事業（一般介護予防事業）

サービス内容				
通所型の教室への参加が困難な対象者に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が対象者の自宅を訪問し、介護予防のための指導や訓練を実施する。				
事業計画				
将来、要介護状態にならないために、在宅でその対象に合った内容の指導や機能訓練を適切に受けることで、現状の身体機能を維持、向上できます。その人の持つ能力が活かされるようになることで、意欲も向上し、在宅生活が継続して送れます。				
区 分		27年度	28年度	29年度
理学療法士	実施回数（回/年）	12回	12回	8回
	利用者延数（人/年）	110人	115人	74人
作業療法士	実施回数（回/年）	12回	11回	8回
	利用者延数（人/年）	57人	71人	42人
言語聴覚士	実施回数（回/年）	12回	11回	8回
	利用者数（人/年）	63人	73人	38人
現 状	対象者が日々生活する在宅の中で、その人に合った個別の指導・訓練が実施されています。その内容は、具体的で現状に合った指導内容であるため対象者にはわかりやすく実践的です。月に1回の訪問のため、自分で意識的に継続して指導内容を実施することが大切で、家族や周囲の人の協力も必要です。			
課 題	<p>本人及び家族が、指導内容を生活の中で実践していくことを意識化していけるように支援する必要があります。</p> <p>指導・訓練内容が日常生活に活かされ、介護予防につながっているか定期的に評価していくことが必要です。</p> <p>訪問日数が限られているため対象も限定されますが、専門職種の指導を有効に活用していくことが、在宅生活を維持するために必要です。</p>			

（29年度は11月末現在）

⑥ 介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業）

サービス内容				
一般町民を対象に介護予防に関する普及啓発を目的とした事業を展開する。				
事業計画				
将来、要介護状態にならないために、健康な身体づくりを意識し、運動習慣を生活に取り入れ、現在の健康を維持・向上していきます。専門の運動指導士に指導される内容を日々の生活で実践し継続していくことで、将来、健康ではつらつと過ごすことができるよう支援します。				
区 分		27年度	28年度	29年度
元気はつらつ教室	実施回数（回/年）	129回	129回	89回
	利用者延数（人/年）	1,262人	1,182人	854人
現 状	<p>3地区で定期的に運動教室を実施しています。運動指導士による指導で集団指導を中心に、個別の指導も可能な状況としています。周知は年1回ですが自主的に誘い合って参加し、教室が定着してきました。若干、地区ごとに体力の差があるのと、男性の参加者が少ない状況です。</p> <p>継続して参加している人は、生活の中で動きやすくなった、バランスが良くなった等、運動による成果を実感できています。自分の体力の目安として、年に1回体力測定を実施し評価しています。</p>			
課 題	<p>運動習慣の必要性を意識できる機会として、教室は効果があり、継続して実施することで将来の高齢者の健康状態に大きく影響することが実感できます。参加者間で交流できる場となっていますが、男性の参加者は少なく、参加しても継続できない傾向があります。</p>			

（29年度は11月末現在）

⑦ 介護教室・認知症学習会（任意事業）

サービス内容				
一般町民を対象に介護予防に関する普及啓発を目的とした事業を展開する。				
事業計画				
介護方法や介護者の健康づくりのための知識を得ることができます。又、認知症についての正しい知識の普及を図ります。				
区	分	27年度	28年度	29年度
介護教室	実施回数（回/年）	1回	1回	-回
	参加者数（人/年）	30人	25人	-人
認知症学習会	実施回数（回/年）	1回	1回	-回
	参加者数（人/年）	38人	32人	-人
現 状	<p>介護教室は、家族や自分が介護を受けることを考え、学習する機会とし、その介護方法や介護に関する情報を知ってもらうものです。</p> <p>認知症学習会は、「認知症」を知ることで家族の介護負担軽減や、地域の人々が出来ることは何かを考える機会としています。</p>			
課 題	<p>また、介護教室や認知症学習会は、介護を身近に考えていくことや、認知症を正しく理解するために、今後も継続的に実施していきます。</p> <p>認知症の方が増加傾向にある当町では、これから介護を担う若い世代や、子供たちにも認知症について知ってもらう機会が必要です。</p>			

（29年度は11月末現在）

⑧ 一時帰宅支援事業（任意事業）

サービス内容				
介護保険施設入所者や入院患者を対象に、一時帰宅する際に必要となる福祉用具（介護ベッド等）を一時的に貸与することにより、在宅生活や在宅介護へ向けた支援をします。				
事業計画				
施設入所や入院中の対象者が在宅に向けて帰宅できる機会をつくるには、環境を整える必要があります。安心して家族が迎えられよう支援するものです。今後も在宅生活に向けた一つの手段として事業継続していきます。				
区	分	27年度	28年度	29年度
一時帰宅支援事業	利 用 件 数	2件	0件	0件
現 状	<p>必要時に利用できるということで、本人・家族の安心度は高い。この事業が有効に活用され、施設入所されている人が一時的に在宅で過ごせる時間ができることが望ましい。また、入院患者が退院に向けて一時帰宅する際に利用することで、在宅復帰の準備が可能になります。</p>			
課 題	<p>在宅で一時的に介護ができる環境にすることは容易ではありません。この事業が有効に活用されることで負担も軽減できます。相談体制の中で、適切に活用できるように支援していく必要があります。</p>			

（29年度は11月末現在）

⑨ 介護予防用具給付事業

サービス内容	
高齢者の寝たきり予防対策としての転倒防止事業。	
事業計画	
高齢者の介護が必要な状態になることの防止及び外出時の安全を確保するため、歩行支援用具及び入浴補助用具等を購入する際の費用に対して扶助を行います。	
現 状	介護予防用具購入費用を助成することによって、経済的負担が軽減され、転倒防止とともに活動機会が増進されています。
課 題	高齢者の増加に伴い、今後用具を必要とする方が増加すると考えられますが、在宅で自立した生活を送ることができるよう事業の推進を図ります。

⑩生きがい活動支援通所事業

サービス内容				
要介護認定において「自立」と認定され、生きがいデイサービスの利用を希望する虚弱老人の生きがいの保持と、その方が介護を要する状態にならないよう予防するためにサービスを提供。				
事業計画				
介護保険で「非該当」と認定された人や、在宅で外出する機会が減り、交流があまり持たなくなっている人等を対象に、地区毎に生きがいデイサービスを実施していきます。一人で家に閉じこもりにならないで、趣味・創作活動等同じ目的で高齢者相互が集まることは、寝たきりや認知症の予防として効果があります。 広域な地域なので送迎体制を整え、できるだけ近くのセンターや温泉を利用して実施していきます。				
区 分	27 年度	28 年度	29 年度	
生きがいデイ	実利用人数 (人)	64	58	47
	利用回数 (回)	2,109	1,934	1,117
現 状	週 1 回の交流により、利用者の健康管理も含め、寝たきりや認知症の予防効果が大きいことから評価されています。			
課 題	寝たきり、閉じこもり予防と認知症の予防に重要な役割を果たしているサービスであり、今後、利用者が増加することが想定されますが、休日利用もできる施設等の整備を図り、受入れ体制を整える必要性があります。			

(29 年度は 10 月末現在)

## ⑪老人クラブ活動

事業計画	
<p>町では単位クラブ及び連合会に対し、継続して支援を実施するとともに、高齢者スポーツ大会に対しても支援を行い、高齢者の社会参加・生きがい活動、健康づくりを促進していきます。また、各単位クラブにおいて会員数の不足に悩む地区もあり、連合会の会員数も減少傾向にあります。今後は各単位クラブによる自主的活動を促すための支援を行い、単位クラブの活性化を図ることにより、多くの高齢者が会員として活動できるような取り組みが必要となります。</p> <p>また、連合会主催事業について、会員の意向を的確に把握しながら行事の見直しをしていきます。</p>	
現 状	<p>当町には 18 の老人クラブがあり現在 15 の老人クラブが活動しております。(3 クラブ休会中) その集合体として全ての単位老人クラブが加入する老人クラブ連合会があります。(平成 29 年度の総会員数は 315 名)</p> <p>それぞれの単位クラブで個性的な活動をしており、また連合会においても全町的な事業を実施し、会員相互の連携や交流の場となっています。</p>
課 題	<p>高齢化が進む中、健康で自分らしく生き生きとした生活を送るため自主的活動が重要となってきます。若手高齢者も積極的に老人クラブに加入し、単位クラブの若返り、活性化を図るとともに生きがい、社会参加、健康づくりを促進します。</p>

## 6. 相談事業

### ① 地域包括支援センター

平成 18 年度より創設され総合的な「相談窓口」として、多様な相談に対応し、関係機関と連携を図り、実施してきました。町民にも相談先として周知されてきています。

町内の関係機関や、医療機関からの連携も多くなり、地域包括支援センターとしての役割が発揮できてきました。保健福祉センター内で、保健・介護保険・福祉と連携がとりやすい環境にあるのは、迅速に相談に対処できる場合が多くメリットと言えます。関係機関、関係職種間の連携に力を入れ、ネットワークづくりを強化しています。

区 分		27 年度	28 年度	29 年度
相談事業	相談件数 (件/年)	1,265 件	1,145 件	763 件
現 状	<p>相談窓口として浸透し相談を適時受けてきました。医療機関からの連携の相談数も多くなり、地域に戻る際に繋ぐケースもあります。また、困難事例も増えていて、1事例に多くの時間を要したり、関係機関連絡を密にするなど、ケアマネジャーからの困難な相談事例も一緒に対応しています。認知症の方とその介護者の相談も増えていきます。また、ターミナルケアで在宅でと希望するケースもあり、医療と在宅ケアの連携を円滑にできるよう働きかけています。</p> <p>介護予防事業を継続して実施していますが、参加者の状況を把握し、予防的効果が表れていると捉えています。</p> <p>認知症施策事業や医療介護連携事業など、始めるに当たって準備をしていかなければなりません。</p> <p>医療介護等関係者間の連携のため、会議等の実施により連携を深め、顔が見える関係性を保ち、ネットワークを構築してきました。</p>			
課 題	<p>今後、相談数も増え内容も多様化し、困難事例は一緒に解決に向けて検討する姿勢を継続していきます。また、介護予防事業の継続、地域づくりに向けての「協議体」の方向性を検討し、地域の支援体制を作っていきます。認知症の高齢者や障がい者の権利擁護、高齢者の虐待相談等は専門職の介入が必要です。現在のセンターの職種は保健師のみであり、社会福祉士の配置が望まれます。</p> <p>現状の業務量としては、専任での職員が必要であり、よりセンターとしての機能を発揮するためにも、人材確保が重要になります。</p> <p>センターのみではなく、町内の看護・介護職の人材も確保が難しくなることも考え、先を見据えた上で人材育成の検討が必要となります。</p>			

(29 年度は 11 月末現在)

## 7. 高齢者生活支援事業

### ① 移送サービス

サービス内容				
<p>独居老人・老夫婦世帯の増加に伴い、交通機関の利用が困難な方の通院などの便宜を図ります。</p>				
事業計画				
<p>当町は、公共交通機関の便数が少なく、また、地理的な事情で交通機関の利用に不便をしている方も多く、継続した事業の実施が必要となることから今後も現行のサービス水準を確保していきます。</p>				
区	分	27年度	28年度	29年度
利用実績	実利用人数(人)	70	64	52
	利用回数(回)	721	649	323
現 状	<p>1人平均月に1回程度、多い方は月に2～3回の利用者があり、高齢者の健康を維持しています。</p>			
課 題	<p>町の国保病院への移送に限られていますが、外出支援サービス事業と連携しながら、現行の体制を維持し、効率的な運用が必要となっています。</p>			

(29年度は10月末現在)

### ② 特別移送サービス

サービス内容				
<p>一般車両での通院等が困難な高齢者及び重度障害者に対し、リフト付車両での通院・施設への送迎等の便宜を図ります。</p>				
事業計画				
<p>今後も在宅の要支援者が増加することが想定されます。昇降機能付の特殊車両を運行することにより、重度障害者の健康維持を図ります。</p>				
区	分	27年度	28年度	29年度
利用実績	実利用人数(人)	9	8	2
	利用回数(回)	23	23	11
現 状	<p>車イスのまま乗車できる特殊車両で運行していることから利用者の安心・安全が図られています。</p>			
課 題	<p>ここ数年、サービス利用者数自体は多くはないですが、緊急時などやむを得ない場合のためにサービス体制の維持が必要です。</p>			

### ③ 除雪サービス

サービス内容				
高齢者世帯及び独居老人世帯からの要望に応え、社会生活に支障を来さないよう降雪時に生活通路の除雪を行うサービス。				
事業計画				
今後も独居老人・老夫婦世帯の増加が見込まれます。冬期間における高齢者の日常生活を維持するために事業を継続して実施します。				
区	分	27年度	28年度	29年度
利用実績	実利用世帯数(世帯)	78	92	
	利用時間数(時間)	2,023.5	997.5	
現 状	高齢者世帯、独居老人世帯のうち、除雪が困難な世帯に対し、町の除雪委託事業者を派遣し、生活の安全を確保しています。			
課 題	利用者が増加する一方で、委託事業者の人材確保が課題となっています。地域住民に対し積極的な働きかけをし、高齢者の見守りを促進していくことが課題となっています。			

### ④ 入浴サービス

サービス内容				
浴場への移動が困難な方で、家庭において浴室の利用が困難な方を入浴施設へ送迎して行う入浴のサービス。				
事業計画				
当町には3地区に入浴施設がありますが、高齢者のみの世帯で移動手段がなく、また、自宅に浴室がない老人は入浴機会の確保が困難です。入浴機会の確保は身体衛生面の効果と生きがいづくりに重要な役割を果たしているため、今後も継続した事業の実施が必要となります。				
区	分	27年度	28年度	29年度
利用実績	実利用人数(人)	44	44	40
	利用回数(回)	1,706	1,858	1,087
現 状	入浴機会確保のため、週2回浴場へ送迎することにより身体の衛生が保持されるとともに高齢者の交流の場ともなっています。			
課 題	利用時間が一般客と重複するため、女性ヘルパーは男湯に入ることができません。そのため、男性利用者には洗身の介助が必要とする方もおり、また、事故発生時には気がつかない可能性も出てきます。現在は女性ヘルパーのみのため、今後は、男性利用者に対する介助方法が検討課題です。			

## ⑤ 給食サービス

サービス内容				
<p>食事調理が困難な高齢者等に対して、定期的に自宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供。</p>				
事業計画				
<p>在宅高齢者の健康維持のためには、バランスのとれた食事を定期的に提供することが必要となります。今後も栄養のバランスに配慮した配食を継続して実施し、高齢者の健康維持増進を図ります。また、定期的に関わることにより高齢者の孤独感解消及び安否確認をサービス従事者によって実施していきます。</p>				
区	分	27年度	28年度	29年度
利用実績	実利用人数(人)	48	59	59
	利用回数(回)	4,495	5,708	4,344
現 状	<p>利用者宅を定期的に訪問し、栄養バランスのとれた食事の提供を行うことにより、在宅高齢者の健康維持・増進が図られ、また食事の提供のための訪問が安否確認の実施にもなっています。平成29年8月以降は町の総合給食センターでの調理となり、より温かく美味しい食事提供が図られるようになりました。</p>			
課 題	<p>現在昼食のみの配食となっておりますが、ほぼ毎日利用を希望する方も多く、配食数が増加傾向にあります。今後は利用者や利用回数の見直しを定期的に行い適正な実施をしていきます。</p>			

## ⑥ 介護用品支給事業

サービス内容				
<p>町内に在住し、要介護者で寝たきり老人等、おむつ等を必要とする者を在宅で介護している者を対象に、家族の身体的負担及び経済的負担を軽減するため支給します。</p>				
事業計画				
<p>介護保険サービスの利用に伴い、寝たきり老人を抱える家庭では介護負担のほかに、経済的負担が増加します。当町では在宅寝たきり老人を抱える家族を対象に介護用品（紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋等）を支給していきます。</p>				
区	分	27年度	28年度	29年度
支給人数	実利用人数(人)	49	55	43
現 状	<p>町が認めた事業所において、月額8,000円を上限に介護用品を現物支給し、家族の身体的及び経済的負担を軽減しています。</p>			
課 題	<p>要介護者の増加に伴い、介護用品を必要とする人は今後さらに増加することが考えられます。在宅で介護している家族の負担を軽減するため、継続して実施していきます。</p>			

⑦ 緊急通報システム設置事業

サービス内容				
厚沢部町に在住する概ね 65 歳以上の虚弱・高齢者に対し、緊急通報システム（NTT回線利用）を設置し、急病等に対するサービスを実施。				
事業計画				
<p>当町では年々、独居・老夫婦世帯が増加しており、安否の確認、緊急時の対応が課題となっています。このような在宅での生活に不安のある方に対し、緊急通報用の電話機を貸与し、安全性の確保を図ります。</p> <p>緊急時には消防署の迅速な対応と、近隣に協力員を配置することで、地域住民の協力による利用者の安否確認を行います。</p>				
区 分		27 年度	28 年度	29 年度
利用実績	新規設置(台)	3	3	3
	延設置台数	28	31	27
現 状	設置台数は年々減ってきており、現在 30 台前後設置されています。年 1～2 回の通報がありますが、いずれも消防署による迅速な対応がとられ、高齢者の安全が守られています。			
課 題	高齢者の生活不安の解消及び人命の安全の確保のために、自宅と消防署を結ぶだけでなく、地域支援の充実が重要となっています。そのために設置後も利用者の状況を把握し、効率的な運用が必要となってきます。			

⑧ 老人短期入所事業

事業計画	
介護保険法の中では、決められた回数のみ利用できることとなっています。しかし、在宅介護の基盤が各家庭に整うまでは、利用回数を上乘せしての対応が必要と考えられ、町内の特別養護老人ホームを利用し実施していきます。	
現 状	緊急時の事情により利用が必要な方に対し、あっさぶ荘を利用して一時的に要介護者を宿泊させることにより介護者の負担軽減を図っています。
課 題	老人ホーム入所待機者及び認知症老人を抱える介護者の負担軽減のため、また、緊急時の事情により短期入所を必要とする方の利用が今後も考えられることから、継続して実施していく必要があります。

⑨ 家事援助サービス事業

サービス内容				
日常生活において、何らかの支援を必要とする虚弱な高齢者を対象とし、生活支援と不安の緩和を行うため、家事援助、安否確認、生活相談などのサービスを提供。				
事業計画				
要介護認定の結果、非該当と判断された方は、介護保険での訪問介護が受けられなくなります。しかし、このような方でもホームヘルパーの派遣が必要な場合があり、独居・老夫婦世帯等に家事援助・生活管理の援助を実施していきます。厚沢部町社会福祉協議会・民間事業所等へ委託し、援助はホームヘルパーによって行います。				
区	分	27年度	28年度	29年度
利用実績	実利用人数(人)	34	45	40
	利用回数(回)	929	1,497	611
現 状	家事等労働負担を軽減するとともに、虚弱な方の安否確認を定期的に行っています。			
課 題	介護保険サービスの利用対象外となった方々の受け皿として、今後も要望が高まることが予想されるので、継続して実施していく必要があります。			

⑩ 外出支援サービス事業

サービス内容				
老衰、傷病等の理由により1人で外出するのが困難な高齢者を対象とし、移送支援を行うとともに、必要に応じて介助を行うサービスを提供。				
事業計画				
家事援助サービス事業は、居宅での生活援助を目的としていましたが、利用者の生活環境や身体変化等により、通院や買物のサービス範囲が広がり、利用も増加傾向となっていました。生活援助部分に外出支援を含むことにより利用者を困惑させてしまうため、外出支援(通院買い物支援等)の部分だけで1つの事業とし、平成22年度から外出支援サービス事業の名称で行っています。				
厚沢部町社会福祉協議会へ委託し、介助はヘルパーが行います。				
区	分	27年度	28年度	29年度
利用実績	実利用人数(人)	222	210	189
	利用回数(回)	3,212	3,431	2,094
現 状	月1回から週に2~3回利用する方まで、様々な利用者のニーズに合わせてサービスを提供しています。			
課 題	移送サービス事業で対応できなかった町内外の医療機関への送迎が可能となり、自立、要支援1・2の方など、多くの方が利用されています。今後も免許返納等で利用者ニーズが高まることが想定され、受け入れ体制をさらに整えていく必要があります。			

⑪ 特別入浴事業

サービス内容				
寝たきり老人の清潔保持と快適な生活を支援するため、特殊浴槽を利用した入浴機会を提供。				
事業計画				
現在は訪問入浴の体制整備ができていないため、代替となるサービスが必要となります。家庭の浴槽では寝たきり老人への対応が困難なことから、在宅要介護者への入浴機会の確保が必要であり、厚沢部町社会福祉協議会及び厚沢部福祉会へ委託し特殊浴槽を利用したサービスと、送迎を併せて実施することにより、介護者の負担軽減に大きな役割を果たします。				
区 分		27 年度	28 年度	29 年度
利用実績	実利用人数 (人)	4	7	3
	利用回数 (回)	156	150	71
現 状	寝たきり老人の入浴機会確保のため週 1 回特殊浴槽を利用して入浴させることにより身体の衛生が保持されています。			
課 題	あっさぶ荘の特殊浴槽での入浴のため、利用人数に制限があります。今後は利用者の増加に対応できる体制を整えることが検討課題です			

※高齢者生活支援事業 [13 事業] である、生きがいデイサービス、介護予防用具給付事業の 2 事業については、5. 総合事業・介護予防・健康づくり・生きがい事業の P51 ⑨⑩に記載。

## 8. 老人福祉施設関連サービス

### ① 養護老人ホーム

事業計画	
<p>当町には養護老人ホームが整備されていないため、今後も入所が必要な高齢者は町外にある養護老人ホームを利用することとなります。入所定員が限られている中で、今後、高齢化とともに養護老人ホームへの入所希望者はさらに増加するものと想定されます。従って町では、入所措置待機者に対するサービスの支援を図ります。</p>	
現 状	<p>身体上、精神上、または環境上の理由、経済的理由により在宅での生活が困難な高齢者が現在 18 名(江差町 12 名、七飯町 6 名)入所しています。</p>
課 題	<p>入所措置待機者に、在宅福祉サービスを提供し、待機中の不安解消を図ります。</p>

### ② 高齢者生活支援寮

事業計画	
<p>入居者に各種在宅福祉サービスを提供し、生活の支援をするとともに、他の入居者との交流機会を提供し孤独感の解消を図ります。</p> <p>また、入居者に対するケア体制の充実を図ることや円滑な在宅福祉サービスの提供体制を整備することで、入居者が安心して暮らせる場を提供していきます。</p>	
現 状	<p>個人の尊厳を重視しながら共同生活上必要な介助等を行い、日常生活の生きがいを助長しています。定員 10 名が共同生活できます。</p>
課 題	<p>入居時に自立、要支援と認定されても、その後要介護となることがあるため在宅福祉サービスの利用等により、要介護状態への進行を予防していきます。</p>

### ③ 老人福祉センター

事業計画	
平成 29 年 3 月 9 日廃止	
現 状	
課 題	

## 9. 保健事業

---

### ① 健康手帳

事業計画	
健康診査の記録、その他高齢期における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため交付します。	
現 状	健康診断・健康相談で希望する人に交付しています。 自分の健康管理のために血圧値や体脂肪の記入や薬手帳として長年活用される人がいます。 医療機関の協力もあり、病院受診の際に提示することや持参することが習慣化している人もいます。
課 題	健康手帳の活用の仕方について、特に壮年期の世代が必要性を理解して自分の健康管理のために活用できるよう多くの機会に周知し、今後も促進していくことが必要です。

② 健康教育

サービス内容				
生活習慣病・寝たきり・認知症を予防するための知識を得て、生活習慣の改善ができるよう健康教育を実施します。				
事業計画				
自分の健康管理に関心を持ち、行動がとれるきっかけづくりとして事業を展開していきます。また、運動習慣から生活習慣病予防や介護予防につながるための教室や、栄養士による調理実習・講話をとり入れた栄養教室を実施していきます。				
区 分		27 年度	28 年度	29 年度
集団健康教育	実施回数（回/年）	2 6	2 3	2 6
	実施延人員（人）	6 3 7	5 0 7	3 6 1
栄養教室	実施回数（回/年）	6	5	2
	実施延人員（人）	6 8	5 2	2 3
現 状	<p>高齢者の場合、健康教育の内容は、介護・認知症予防、転倒予防が中心となり、老人クラブ等からの依頼で、実施しています。</p> <p>壮年期は、運動教室（フィットネス教室）が主であり、一般向けと男性向けにプログラムを変えるなど参加者に合わせた内容で実施しています。</p>			
課 題	<p>教室参加で終わることなく、対象者が自らの健康状態を自覚し生活習慣改善のための自主的な取り組みを継続できるよう支援が必要です。</p> <p>保健指導、各種検診や健康相談等での住民のニーズも把握しながら各地区、事業所などで健康教育を実施していきます。</p> <p>生活習慣病やメンタルヘルスなどの疾患を予防するために、栄養、運動面も取り入れた住民の関心が高いテーマを随時取り入れ実施していきます。</p> <p>また、住民が継続して普段の生活の中に取り入れていけるよう実施していきます。</p>			

（29年度は11月末現在）

③ 健康相談

サービス内容				
<p>個々の健康問題について明らかにし、生活習慣病予防のための行動を生活の中に取り入れることができるよう、問題解決の方法について支援します。一般健康相談と栄養士による栄養相談、生活習慣病予防のための重点相談を実施します。</p>				
事業計画				
<p>住民の生活習慣病予防と健康の維持を促すための身近な相談の場として実施していきます。住民からのニーズに応じて各地区で栄養の相談ができる体制づくりを進めていきます。</p> <p>健診結果説明会では、生活習慣の改善や医療受診の勧奨を行います。また随時、医療機関と連携を図り、支援を継続していきます。</p>				
区	分	27年度	28年度	29年度
一般健康相談	回数(回/年)	53	53	28
	延人数(人/年)	466	499	137
栄養健康相談	回数(回/年)	9	7	5
	延人数(人/年)	38	38	20
重点健康相談	回数(回/年)	36	37	13
	延人数(人/年)	282	280	108
現 状	<p>一般健康相談は、地区により集団健康教育とあわせて実施しています。また地区により実施時期を農閑期にするなどより来所しやすい体制づくりをしています。特に女性は、栄養相談に関心があり、利用しています。</p> <p>重点健康相談は、検診受診者数の減少が影響していますが、予防行動についてのニーズの高まりから個々の相談内容は深いものとなっています。</p>			
課 題	<p>地域に入っの健康相談は今後もより、その地域性と住民のニーズを把握しながら、利用しやすい形に変えていく必要があります。これからは、健康相談の場を活用したサロンなども考えていく必要があります。今後も各団体からの健康相談の要望に対応できるようにし、生活習慣病予防・介護予防につなげます。</p>			

(29年度11月末現在)

④ 健康診査

サービス内容									
40 歳以上の町民に対し、生活習慣病及びがんの早期発見・早期治療のため、各種検診や事後指導を行います。									
事業計画									
生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を促進し、各事業の中で受診しやすい体制づくりを実施していきます。また、医療機関と連携しながら検診事後指導も行います。									
区 分		27 年度	進捗率	28 年度	進捗率	29 年度	進捗率		
特定健康診査	受診数	実績	2 6 4	—	2 8 3	—	2 3 8	—	
	受診率	計画 実績	5 0 % 26.3%	52.6%	5 5 % 29.1%	52.9%	6 0 % 25.6%	42.7%	
後期高齢者健康診査	受診数		7 1	—	8 4	—	8 8	—	
	受診率	計画 実績	8 % 7.6%	95%	8 % 9.1%	114%	9 % 9.4%	104%	
がん検診	胃がん	受診率	計画 実績	12.0% 10.0%	83.3%	12% 9.7%	80.8%	12% 9.3%	77.5%
		肺がん	受診率	計画 実績	13% 11.7%	90%	13% 11.6%	89.2%	13% 10.4%
	大腸がん		受診率	計画 実績	14% 13.7%	97.9%	14% 12.5%	89.3%	14% 11.9%
		前立腺がん	受診率	計画 実績	13% 12.1%	93.1%	13% 11.7%	90%	13% 10.5%
	乳がん		受診数	計画 実績	1 8 0 1 9 7	109.4%	2 0 0 2 1 2	106%	2 1 0 1 8 7
		子宮がん	受診数	計画 実績	1 1 0 1 1 7	106.4%	1 1 0 1 4 0	127.3%	1 3 0 1 3 3
骨粗しょう症検診	受診数		計画	—	—	—	4 0	250%	
		実績	—	—	—	1 0 0			
頭部検診	受診数	計画	1 6 0	62.5%	1 6 0	65.6%	1 3 0	—	
		実績	1 0 0		1 0 5		—		
現 状	厚沢部町ではがんの医療費・死亡率が高い傾向にありますが、がん検診の受診率が年々低下しており、壮年期の受診者数が増えていないことも一因です。 また、精検未受診者のフォローも必要です。								
課 題	健康寿命を延ばし、生き生きと暮らすために、壮年期から自己健康状態を知る必要性が大切である事の住民周知を強化し、40～60 代の健診受診率の増加を図る必要があります。								

(29 年度は 11 月末現在)

⑤ 機能訓練

サービス内容			
<p>機能訓練として、在宅の脳卒中後遺症患者及び特定疾病患者等に対し、現在の生活機能を維持するとともに、自己の健康管理ができるよう、機能訓練のためのレクリエーションや作業療法を行います。</p>			
事業計画			
<p>作品づくりや調理実習、レクリエーションを行いながら心身の機能訓練を行います。生活上の課題を改善できるよう理学療法士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職による個別指導の充実を図ります。</p> <p>また、送迎サービスや介護ボランティア等のスタッフ体制を整えます。</p>			
区 分	27 年度	28 年度	29 年度
参加延人数（人/年）	6 2	4 8	2 9
参加実人数（人/年）	1 6	1 5	9
実施回数（回/年）	8	6	4
現 状	<p>介護保険サービスを利用できない対象者が唯一、地域とつながりを持てる場となっています。</p> <p>介護ボランティアの協力が定着し、利用者と地域の人との交流が図れています。</p> <p>在宅への訪問リハビリで理学療法士・言語聴覚士による個別指導を開始し、専門的支援を継続しています。</p>		
課 題	<p>新規対象者の把握ができ、タイムリーにリハビリ教室に結びつけられる体制づくりと個別評価を実施できるようにします。</p> <p>参加者が高齢化し、また個々の機能の差はありますが、本人に負担のない訓練内容にしていく必要があります。</p>		

(29年度は11月末現在)

⑥ 訪問指導

サービス内容			
療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、その健康に関する問題を総合的に把握し必要な指導を行い、心身機能の低下防止と、健康の保持増進を目的に保健師等が訪問指導を行います。			
事業計画			
生活習慣病を予防するために、継続的な指導と検診事後フォローの充実を図ります。訪問指導を充実するために保健師、栄養士が確実に訪問指導できる体制を整え、指導内容は生活習慣病の予防と自己管理面に重点を置きます。(糖尿病、高脂血症など)			
介護予防対象者は、認知症や閉じこもり予防の支援を行います。そのため、他職種が関わることが多く、ケースカンファレンスなどで情報を共有するとともに連携を強化していきます。介護者の精神面も含めた健康維持を考えながら訪問指導していきます。その他、精神疾患、難病患者等のフォローのために関係機関との連携を密にしていきます。			
区 分	27 年度	28 年度	29 年度
要指導者 (延人数)	1 3 1	9 3	5 0
栄養指導者 (延人数)	4	1 3	2
介護予防対象者 (延人数)	5 3	6 2	5 4
介護家族者 (延人数)	1 2	6	1 0
現 状	<p>特定健康診査の保健指導は、各集会場や保健センターなどに来所し実施しますが、個別訪問が必要なケースへは、各担当保健師が訪問します。経過を関係者で情報交換をしながら対応しています。</p> <p>栄養指導の必要な人には、栄養士の訪問を実施しています。</p> <p>高齢化により介護予防対象者も増えていますが、家族や地域からの情報、相談に対応し、訪問支援しています。</p>		
課 題	<p>介護予防対象者は、認知症やうつ状態などで、引きこもりになっていることもあります。対象者への地道な関わりと家族や多職種との連携を図り、在宅生活の支援をしていく必要があります。</p> <p>また、生活習慣病や悪性新生物などの疾患は、早期発見・早期治療が必要なため本人にあわせた介入方法により支援が必要になります。</p>		

(29 年度は 11 月末現在)

⑦ 高齢者予防接種事業

サービス内容			
<p>高齢者は、免疫力の低下などにより感染症に罹患した際に重症化しやすいため、予防接種を実施し、重症化予防を図る。</p>			
事業計画			
<p>厚沢部町が委託契約している医療機関において高齢者インフルエンザ予防接種を行います。また、同様の医療機関において、該当となる年齢の方は肺炎球菌予防接種を行います。予防接種希望者が適切な時期に接種ができるよう、周知勧奨を行います。</p>			
区 分	27 年度	28 年度	29 年度
インフルエンザ 予防接種者（人）	9 3 3	9 4 7	6 9 3
肺炎球菌 予防接種（人）	1 9 6	1 9 3	1 6 4
現 状	<p>町内の医療機関に加え、町外の病院・施設に入院・入所している人のため、本人・家族の希望があった場合、委託契約を行い無料で接種できる体制をとっています。</p>		
課 題	<p>インフルエンザは 60 %、肺炎球菌が 50 % を超える接種率となり、住民にも浸透してきていると思われます。 希望する人が接種できる体制をより整えていきます。</p>		

(29 年度は 11 月末現在)



---

---

## 第4章 高齢者保健福祉計画の基本的な政策目標

---

---



## 1. 基本的目標

---

町民の最も重要な願いは、生涯を通じて安心して、健康で、快適な、生きがいのある生活を営むことです。この願いを実現するため、町づくりの基本的な目標の柱の一つは、すべての町民が健康で明るく、ゆとりを持ちながら生涯にわたって安定した生きがいをもって暮らすことのできる、温かい心の通う福祉と健康の町づくりです。

高齢になって住み慣れた地域で健康で自立して暮らしつづけ、介護が必要になっても住み慣れた場所で自分らしく誇りを持って安心して過ごすことができる町の実現を目指すため、以下の基本目標を掲げます。

### (1) 元気でいきいきと生活できること

はつらつと充実した高齢期を過ごすためには、なによりも健康が基本です。「自分の健康は自らが守り、つくる」といった健康管理意識をもち、自ら取り組む健康づくり活動の日常化と生活習慣改善等、疾病、寝たきり、認知症予防に力を入れます。

また、希望や目的を持っていきいきとした高齢期を過ごすため、他人や地域との関わりなど、積極的に社会参加ができる体制を整備します。

### (2) 安心して自分らしく生活できること

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、たとえ介護が必要な状態になっても、できる限り自立して過ごすことができるよう、いつでも必要なときに必要なサービスを選択・利用できる体制の充実を図ります。

高齢者の生活を支援するため、保健・福祉・医療の連携をはじめ、地域支援体制を総合的に整備します。

### (3) 互いに認め合い、支えあって生活できること

高齢になっても、たとえ障害をもち介護が必要になっても当町で暮らしつづけていくためには、すべての町民が互いにかげがえのない人間として認め合い、支えあって生活できるような地域社会の実現を推進します。

高齢者の不安や孤独感を解消するため、バリアフリーの推進とノーマライゼーション理念の実現を促進し、温かい心の通う町づくりを目指します。

※バリアフリー：高齢者や障害を持つ人々の社会参加をはばむ社会的・制度的・心理的等、あらゆる面における障壁を取り除くこと。

※ノーマライゼーション：障害を持つ人も持たない人も、ともに地域社会で偏見を持たずに普通に生活することができる社会をめざす考え方。

## 2. 重点課題

---

町民が高齢になっても、また、介護が必要になっても、住み慣れた厚沢部町で「元気でいきいき」と「安心して自分らしく」、そして「互いに認め合い、支えあって」生活できる「温かい心の通う福祉と健康の町」実現のためには、高齢者個々や家族、地域、社会の高齢者を取り巻く環境から、中長期的に取り組むべき課題を整理して克服していかなければなりません。

特に高齢期の最大の不安要因である介護を地域全体で支えていくため、介護保険制度の開始以降7期目にあたる今回の策定に際し、高齢者の支援体制を重点とする課題は次のとおりとします。

### (1) 介護予防の推進

老化による機能の低下や障害の発生は避けられないものの、できるだけ健康で自立した生活を送ることは高齢者共通の願いです。また、たとえ支援や介護が必要となっても、進行を防ぎこれを軽減することが重要です。

#### ①健康の保持と疾病の予防

健康な状態をつくり、あるいは保ち続けるため、健康相談、健康診断、健康教育などを通じ、自ら取り組む健康づくりを支援します。

また、高齢者の疾病は介護につながるリスクが高いことから、特に生活習慣と疾病の関連を重視し、個々の健康リスクと改善目標を明らかにするシステムを検討し、食生活改善や生活習慣予防教室、身体運動を推進します。

#### ②寝たきりの予防

要支援、要介護者を含めて、一人暮らしや高齢者のみの世帯の方々に、心身の機能が低下している方を寝たきり状況に進行あるいは悪化させる要因として、閉じこもりや食を含めた生活習慣のあり方が指摘されています。

訪問指導、機能訓練、自立とQOL（生活の質）を支える効果的なサービスのためのケアマネジメント体制や地域支援体制など、対象者に応じた生きがい支援、生活支援体制をつくります。

### (2) サービス基盤整備と質的充実

少子高齢、核家族の進行度、高齢者を取り巻く状況の変化は当町でも顕著であり、特に介護を必要とする方やその家族が安心して生活していくためには、家族介護者の介護負担軽減や、支援サービスを必要なときに身近で受けることができなければなりません。

### ①居宅サービス量及び質の確保

住み慣れた家と地域で生活していくための支援に重点を置き、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護を中心として、訪問リハビリ、デイケアサービス等、介護保険給付対象サービスの整備も視野に入れ、在宅での「生活の質」を確保する各種サービスの整備に努めます。

### ②介護者、家族介護

支援あるいは介護が必要な高齢者の一層の悪化を防ぐとともに、日常介護を担当する介護者の心身の負担軽減を支援する取り組みは、重要な課題の一つです。老々介護が増えている現状があり、在宅介護継続のためには介護者の健康保持、介護技術の習得や相談、サービス利用情報の提供など介護者が安心して介護に臨める体制の整備と相談体制を充実します。

## (3) 認知症高齢者への支援

要介護者のうち日常生活に多少の支障が認められる方が見受けられますが、認知症高齢者に対する支援はきわめて専門性の高い分野であり、医学、看護、福祉、心理等全国的な理論や体系化の研究を待つところが大きいといえます。

当町では認知症高齢者対策として、予防と認知症高齢者及び家族支援の面から取り組むこととします。

### ①認知症の予防

認知症の発生率は後期高齢者ほど高い傾向を示していますが、認知症そのものの発生原因は必ずしも明らかではありません。しかしながら、老年期は慢性疾患に罹患しやすく、また、喪失体験の時期でもあることから、こうした身体・精神の諸機能の低下は、少なからず認知症の発生に影響を及ぼすものと考えられます。

身体、精神の諸機能の低下を防ぐため、認知症予防との視点をもちながら、在宅にあっては対象者の孤独感や不安の解消、安否確認を目的としたふれあい訪問等の機会を設定します。また、閉じこもりを防ぐ意味からも介護予防事業の設定と積極的参加を促進します。

### ②認知症高齢者、家族支援

認知症の進行を食い止めるための日常生活を支援する方法、技術とスタッフは、より専門性を必要とするため早急の体制整備は難しい問題ですが、家族や地域が認知症に関する正しい知識と理解をもつことができるよう学習の場を設定します。また、家族が介護するにあたってその方法や対応の仕方、サービスの利用方法等について相談を受け、指導する体制を整備します。

認知症高齢者への支援として効果があると考えられている認知症対応型グループホームが整備されており、充実した体制が継続できるよう支援します。

#### (4) 地域ケア体制の構築

町づくりの基本目標である「地域力で育む“素敵なお隣のまち厚沢部”」は、町民が安全で安心して暮らせる町づくりを目指しています。

町民と行政が協働した町づくりとし、具体的には行政、福祉、医療とともに町内会等の住民組織や団体との連携・協同・役割分担により、高齢者を支える仕組みをつくりあげていく必要があります。

##### ①相談、サービス調整機能の充実

地域包括支援センターを総合相談窓口として、保健福祉行政、介護支援専門員、国保病院医師・看護スタッフ、社会福祉法人等民間団体、民生委員、地域町内会が連携し、効果的、継続的なケアの提供に結び付けます。

##### ②身近な地域における予防、介護支援機能の確保

民生委員、保健推進員等、地域の情報や公的な情報を持ち、伝達する地域のリーダーを核としながら、高齢者が日常生活している身近な地域で、予防、介護支援に結びつく高齢者とのふれあい事業等の実践を促進するとともに、町内会、地域の団体組織等と連携・協同し、地域での声かけ、安否確認体制づくりを行います。

##### ③権利擁護、虐待防止、情報提供

介護保険制度の開始により、利用者とサービス提供者の契約となり、利用者の権利はこの契約の内容によることになりましたが、高齢に伴う心身の状況等から意思の決定能力が低下し、金銭、財政管理能力に問題を生じることとも考えられます。

地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心として、福祉委員協議会をはじめとする機関、団体、施設、人材等で権利擁護ネットワークを構成し、高齢者の権利擁護システムづくりを行います。

また、高齢者の虐待に関する相談にも迅速に対応できるようにするとともに、各関係機関と連携をとり、高齢者虐待ネットワークの構築を図ります。

##### ④居住環境等高齢者の生活に必要な社会資本整備

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、個々の住居環境や地域の設備、活動の場の設定や行動支援体制などが必要であり、バリアフリー住宅建設支援体制の創設、シルバー人材センター等高齢者の知識、経験、能力活用機関の利用促進、医療機関への受診支援、冬期間の除雪支援体制などの整備を進めます。

## **(5) 高齢者の積極的な社会参加**

高齢者が自らの経験や知識を活かして、主体的、積極的に他人や地域と関わること、あるいは世代に応じた生活課題に取り組むことは、本人並びに地域社会にとって非常に重要です。元気な高齢者は、自分ができる能力・体力を活かして、ボランティア活動などに積極的に参加できるよう支援します。

### **①老人クラブ活動の活性化**

地域における高齢者の生きがい活動や健康づくりをより推進するため、町内会、社会福祉協議会等と連携をとりながら会員の加入促進を図り、地域全体でクラブ運営を支援します。

### **②生涯学習の推進**

健康、生きがい、趣味、教養、社会奉仕など、世代に必要な生活課題解決に取り組む学習機会を、教育、保健、福祉、産業、自治等さまざまな分野が連携して設定するなど、高齢者の生涯学習を支援します。

### **③高齢者能力の活用**

自らの人生と町をつくりあげてきた高齢者の知識や技術、経験は町にとって、あるいは町民にとって財産です。シルバー人材センター等高齢者の能力を集積し提供する体制づくりと、日常生活に支援が必要な方々や身近な地域、町内会活動、職場等でその能力を発揮できる条件や体制づくりを一層促進します。



---

---

## 第5章 サービス提供の目標設定

---

---



## 1. 介護保険サービスの目標設定

### (1) 65歳以上人口の推計

(単位：人)

区 分	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
65 歳以上人口	1,586	1,578	1,571
前期高齢者数	690	693	696
後期高齢者数	896	885	875

### (2) 要介護（支援）認定者数の推計

直近 2 カ年の認定率等の実績に基づいて将来の性別・年齢階層別の認定率を推計し、将来の被保険者数に乗じることで要介護（支援）認定者数を推計しました。

(単位：人)

区 分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
平成 28 年度	44	33	82	60	56	38	49	362
平成 29 年度	38	34	79	50	51	50	42	344
平成 30 年度	36	30	80	60	50	51	42	349
平成 31 年度	37	29	82	60	52	54	43	357
平成 32 年度	36	27	87	60	52	54	43	359

### (3) 施設・居住系サービス利用者数

直近2カ年の利用実績等に基づいて将来の1ヶ月当たりの介護老人福祉施設等の施設・居住系サービスを受ける人数を推計しました。

(単位：人)

区 分	平 成 28 年度	平 成 29 年度	平 成 30 年度	平 成 31 年度	平 成 32 年度
施設利用者数	96	100	99	99	99
うち要介護 4.5	55	57	58	56	56
介護老人福祉施設	38	36	38	38	38
介護老人保健施設	27	33	30	30	30
介護療養型医療施設	2	2	2	2	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	29	29	29
居住系サービス利用者数	37	40	42	43	43
認知症対応型共同生活介護	24	23	26	26	27
特定施設入居者生活介護	10	12	12	13	13
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	2	4	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0

#### (4) 標準的居宅サービス受給対象者数

要介護認定者数から施設サービス利用者数や認知症高齢者グループホーム利用者数の見込み数を差し引いた人数で、標準的な居宅での介護保険サービスを受ける対象人数です。

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
要支援 1	36	37	36
要支援 2	25	25	23
要介護 1	60	65	70
要介護 2	39	36	37
要介護 3	11	10	9
要介護 4	17	21	21
要介護 5	17	20	20
合 計	205	214	216

#### (5) 標準的居宅サービス受給者数

(4) から入院やその他の事情から要介護認定を受けているものの、介護保険のサービスを利用しない方の数を引いた利用者の実数です。

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
要支援 1	24	24	25
要支援 2	20	22	22
要介護 1	25	26	26
要介護 2	10	10	8
要介護 3	5	4	4
要介護 4	4	4	5
要介護 5	2	2	2
合 計	90	92	92

#### (6) 介護サービス等の量の見込み

(1) ～ (5) で示したサービス対象者数を基に、3年間の介護サービス量等の見込みを推計しました。平成 37 年に団塊の世代が 75 歳になるのに向けて介護サービス需要はピークを迎えるとされていますが、南檜山圏域のサービス供給体制や施設に限度があることから、居宅サービスが中心となると考えられます。また、新しい総合事業が開始したことにより、一部が介護保険サービスから地域支援事業に移行されています。

現在サービス体制が整備されていない訪問入浴介護、訪問リハビリ及び一部の介護サービスを除いて、全てのサービスにおいて 100%供給できる体制となっています。

①居宅サービス、地域密着型サービス及び介護保険施設サービス量表

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護			
	必要量 (回/年)	6,792	6,744	6,792
	供給量 (回/年)	6,792	6,744	6,792
	訪問入浴介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	訪問看護			
	必要量 (回/年)	1,008	984	948
	供給量 (回/年)	1,008	984	948
	訪問リハビリテーション			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	居宅療養管理指導			
	必要量 (人/月)	1	1	1
	供給量 (人/月)	1	1	1
	通所介護			
	必要量 (回/年)	4,716	4,752	4,752
	供給量 (回/年)	4,716	4,752	4,752
	通所リハビリテーション			
	必要量 (回/年)	612	612	612
	供給量 (回/年)	612	612	612
短期入所生活介護				
必要量 (日/年)	1,680	1,752	1,680	
供給量 (日/年)	1,680	1,752	1,680	
短期入所療養介護				
必要量 (日/年)	57	57	57	
供給量 (日/年)	57	57	57	
特定施設入居者生活介護				
必要量 (人/月)	12	13	13	
供給量 (人/月)	12	13	13	
福祉用具貸与				
必要量 (件/年)	540	540	540	
供給量 (件/年)	540	540	540	
特定福祉用具購入 (件/年)	12	12	12	

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
	必要量 (回/年)	12	12	12
	供給量 (回/年)	12	12	12
	夜間対応型訪問介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	認知症対応型通所介護			
	必要量 (回/年)	396	396	396
	供給量 (回/年)	396	396	396
	小規模多機能型居宅介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	認知症対応型共同生活介護			
	必要量 (人/月)	26	26	26
	供給量 (人/月)	26	26	26
	地域密着型特定施設入居者生活介護			
	必要量 (人/月)	1	1	1
	供給量 (人/月)	1	1	1
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	必要量 (人/月)	29	29	29
供給量 (人/月)	29	29	29	
複合型サービス				
必要量 (回/年)				
供給量 (回/年)				
住宅改修 (件/年)		12	12	12
居宅介護 (人/月)		100	100	100
介護保険 施設サー ビス	介護老人福祉施設 (人/月)	38	38	38
	介護老人保健施設 (人/月)	30	30	30
	介護療養型医療施設 (人/月)	2	2	2

## ②介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス量表

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居 宅 サ ー ビ ス	介護予防訪問介護			
	必要量 (件/年)			
	供給量 (件/年)			
	介護予防訪問入浴介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	介護予防訪問看護			
	必要量 (回/年)	96	96	96
	供給量 (回/年)	96	96	96
	介護予防訪問リハビリテーション			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	介護予防居宅療養管理指導			
	必要量 (人/月)			
	供給量 (人/月)			
	介護予防通所介護			
	必要量 (件/年)			
	供給量 (件/年)			
	介護予防通所リハビリテーション			
	必要量 (件/年)	100	100	100
供給量 (件/年)	100	100	100	
介護予防短期入所生活介護				
必要量 (日/年)	15	15	15	
供給量 (日/年)	15	15	15	
介護予防短期入所療養介護				
必要量 (日/年)				
供給量 (日/年)				
介護予防特定施設入居者生活介護				
必要量 (人/月)	3	3	3	
供給量 (人/月)	3	3	3	
介護予防福祉用具貸与				
必要量 (件/年)	156	180	204	
供給量 (件/年)	156	180	204	
特定介護予防福祉用具購入 (件/年)	12	12	12	

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域 密着型 サービス	介護予防認知症対応型通所介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	必要量 (回/年)			
	供給量 (回/年)			
	介護予防認知症対応型共同生活介護			
必要量 (人/月)	1	1	1	
供給量 (人/月)	1	1	1	
住宅改修 (件/年)		12	12	12
居宅介護 (人/月)		15	15	15

## 2. 日常生活圏域・地域密着型サービスの設定

### (1) 日常生活圏域の設定

当町は下地区、館地区、鶉地区の3地域の範囲に区分されており、町の基盤整備の状況においては、介護老人福祉施設（あっさぶ荘 30 床）、認知症高齢者グループホーム（3 棟 27 床）、デイサービス事業所 2 か所が下地区にあり、平成 23 年度には地域密着型介護老人福祉施設（あっさぶ荘やまぶき 29 床）が、平成 25 年には介護付有料老人ホーム（ゆいま〜る厚沢部）が開設されました。また、居宅介護支援サービスの事業所は 3 ヶ所（社会福祉法人と民間事業所）、さらには、訪問看護ステーションも町内に設置され、基盤は充実していることから、日常生活圏の設定においては町内一円とします。

圏域名	面積	人口	高齢者人口	認定者数	サービス基盤	
					介護保険3施設+居住系サービス	地域包括支援センター
厚沢部町	460.42k m <sup>2</sup>	3,992 人	1,590 人	345 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設(30 床)</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設(29 床)</li> <li>・介護付有料老人ホーム(20 床)</li> <li>・認知症高齢者グループホーム(27 床)</li> <li>・短期入所(6 床)</li> <li>・デイサービス(2 事業所)</li> </ul>	町内一円
		(H29.10 月末時点)				

### (2) 地域密着型サービスの設定

平成 18 年の介護保険法の改正により、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、原則として日常生活圏域内でサービスの利用及び提供が完結するサービスを類型化し、町が事業者の指定及び指導・監督を行っています。地域密着型サービスの対象となるのは、以下の 6 種類のサービスです。

- ①小規模多機能型居宅介護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
(小規模(定員 29 人以下)の特別養護老人ホーム)
- ④地域密着型特定施設入居者生活介護  
(小規模(定員 29 人以下)の介護専用型特定施設)
- ⑤認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
- ⑥認知症対応型通所介護

また、平成 23 年の法改正において、24 時間対応で行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や訪問看護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営できる「複合型サービス」など新たな地域密着型サービスが創設されました。

地域密着型サービスの報酬及び基準は厚生労働大臣が定めていますが、町が一定の範囲内で変更することができることとしており、地域の実情に応じた報酬及び基準の設定が可能です。

事業所の指定又は指定拒否、指定基準又は介護報酬の変更に当たっては、高齢者や事業者、保険・医療・福祉関係者、学識経験者が参加する協議会（介護保険事業計画策定委員会等の活用も含む）の意見を聴くなど、公正かつ透明性の高い制度運営を確保し、検討していく必要があります。

### 3. 目標達成のための方策

---

#### (1) 見込み量確保のための方策及び円滑なサービス提供のための事業

サービス供給にあたっては、町内事業者で対応できるものと、近隣市町もしくは全道的な事業展開をする事業者が提供する場合があります。

例えば、24時間対応で行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「複合型サービス」等の対応については、民間の訪問介護事業所で対応できるよう調整を図っていきます。

また、多様化する利用者のニーズに的確に応えられるよう、関係機関との連携を図りながらサービスが供給されるよう進めていくことが求められます。同時にどのようなサービスが利用できるのか利用者サイドに立った情報提供を進めます。

さらに、現在実施しているサービスについては、質的向上を図るため各種研修機会を設定し、利用者が安心してサービスを受けられるよう努めます。

#### (2) サービス付き高齢者向け住宅の整備

高齢化が急速に進展する中、高齢者世帯や要介護者等の増加に対応した高齢者が安心して生活することができる住まいの確保が必要です。高齢期の多様な住まいの一つとして選択肢を広げ、自立した生活を送ることができる居室や介護サービス付き居室など高齢者が安心して暮らせる施設整備を図ります。

また、同施設は住み慣れた地域で生活を継続するためのサービス拠点として居宅サービスの充実を図るとともに、認知症対応型共同生活介護等を併設した総合的な施設整備を目指します。

### (3) 地域密着型サービスの整備目標

第7期において新たな整備の予定はありません。第6期においては、平成28年度に制度改正により檜山介護サービスで実施する通所介護が地域密着型通所介護となり整備されました。なお、整備数は町内におけるサービスの整備目標であり、「第5章サービス提供の目標設定」の(6)介護サービス等の量の見込み量とは異なります。

区 分		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
夜間対応型訪問介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入居者 生活介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
複合型サービス	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人
地域密着型通所介護	施設数	0	0	0	0
	必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人
	定員数	0人	0人	0人	0人

## 4. 介護保険給付費の見込み

### (1) 事業費総額

介護サービス量等の見込みで示した数値に現行の費用額を乗じて、保険料算定の基礎となる平成30年度から平成32年度までの事業費の見込みを推計しました。

今回は直近3カ年のサービス実績を踏まえ、施設・居住系サービスを多めに見込み、1号被保険者数や介護サービス見込量に基づき推計しました。

居宅サービス、地域密着型サービス及び介護保険施設サービスの給付表 (単位：千円)

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅サービス	訪問介護	18,853	18,699	18,810
	訪問入浴介護			
	訪問看護	6,166	6,169	6,294
	訪問リハビリテーション			
	居宅療養管理指導	109	109	109
	通所介護	32,371	32,562	32,813
	通所リハビリテーション	5,007	5,009	5,009
	短期入所生活介護	12,318	12,880	12,131
	短期入所療養介護	561	562	562
	特定施設入居者生活介護	23,338	25,387	25,387
	福祉用具貸与	5,116	5,226	5,171
	特定福祉用具購入	395	395	395
(A) 合計		104,234	106,998	106,681
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	502	503	503
	認知症対応型通所介護	4,199	4,201	4,201
	小規模多機能型居宅介護			
	認知症対応型共同生活介護	69,278	69,309	69,309
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1,809	1,810	1,810
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	81,206	81,242	81,242
	複合型サービス			
地域密着型通所介護	8,311	8,284	9,061	
(B) 合計		165,305	165,349	166,126
住宅改修(C)		1,080	1,080	1,080
居宅介護支援(D)		15,806	15,935	15,862
介護保険施設サービス	介護老人福祉施設	120,654	121,043	120,666
	介護老人保健施設	92,794	92,534	93,210
	介護療養型医療施設	8,833	8,837	8,837
	(E) 合計	222,281	222,414	222,713
介護給付費計(小計) I (A～E)		508,706	511,776	512,462

介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの給付費表

(単位：千円)

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅サービス	介護予防訪問介護			
	介護予防訪問入浴介護			
	介護予防訪問看護	801	801	801
	介護予防訪問リハビリテーション			
	介護予防居宅療養管理指導			
	介護予防通所介護			
	介護予防通所リハビリテーション	446	447	447
	介護予防短期入所生活介護	94	94	94
	介護予防短期入所療養介護			
	介護予防特定施設入居者生活介護	3,221	3,222	3,222
	介護予防福祉用具貸与	604	721	863
介護予防特定福祉用具購入	138	138	138	
	(A) 合計	5,304	5,423	5,565
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護			
	介護予防小規模多機能型居宅介護			
	介護予防認知症対応型共同生活介護	1,206	1,206	1,206
	(B) 合計	1,206	1,206	1,206
住宅改修(C)		600	600	600
介護予防支援(D)		835	835	835
予防給付費計(小計)Ⅱ(A～D)		7,945	8,064	8,206
総給付費(合計)Ⅲ(I+Ⅱ)		516,651	519,840	520,668

標準給付費表

(単位：円)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
総給付費	516,651,000	519,840,000	520,668,000	1,557,159,000
特定入所者介護サービス費等給付費	47,000,000	47,000,000	47,000,000	141,000,000
高額介護サービス費等給付費	15,750,000	15,750,000	15,750,000	47,250,000
高額医療合算介護サービス費等給付費	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000
算定対象審査支払手数料	390,000	390,000	390,000	1,170,000
審査支払手数料支払件数	6,000 件	6,000 件	6,000 件	18,000 件
標準給付費見込額	581,591,000	584,780,000	585,608,000	1,751,979,000

## (2) 地域支援事業費

介護保険法の改正に伴い、平成 28 年 3 月から地域支援事業を実施しています。地域支援事業費には上限額があり、平成 30 年度以降の上限額は「平成 29 年度の地域支援事業実績×後期高齢者人口の伸び率」となります。上限額を超えた場合、町の一般財源で負担することとなります。これまでの実績を踏まえ、当町の地域支援事業費は、被保険者の負担や町の負担等を勘案し、下記のとおり推計しました。

地域支援事業費表

(単位：円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
地域支援事業費 (B)	30,000,000	31,000,000	31,000,000	92,000,000
(参考) 保険給付費見込額に対する割合				

### (3) 第1号被保険者保険料

標準給付費及び地域支援事業費により第1号被保険者の介護保険料を以下のとおり算出しました。第1号被保険者の負担割合が増加したことなどにより保険料の水準が高くなりますが、準備基金取崩により、保険料の上昇を抑えることとしました。

<主な要因>

- ①介護保険利用者の増及び利用頻度の増（施設・居住系サービス等）
- ②第1号被保険者の負担割合の増（22%から23%に1ポイントの増）
- ③第1号被保険者数（推計）の減
- ④準備基金及び財政安定化基金の取崩し

第1号被保険者保険料表

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
第1号被保険者数	1,586人	1,578人	1,571人	4,735人
前期（65～74歳）	690人	693人	696人	2,079人
後期（75歳～）	896人	885人	875人	2,656人
所得段階別加入割合				
第1段階	27.1%	27.1%	27.1%	27.1%
第2段階	11.5%	11.5%	11.5%	11.5%
第3段階	8.8%	8.8%	8.8%	8.8%
第4段階	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%
第5段階	10.3%	10.4%	10.4%	10.4%
第6段階	14.2%	14.3%	14.2%	14.2%
第7段階	7.9%	8.0%	8.0%	8.0%
第8段階	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
第9段階	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	430人	428人	426人	1,284人
第2段階	183人	181人	181人	545人
第3段階	140人	139人	138人	417人
第4段階	192人	191人	190人	573人
第5段階	164人	164人	163人	491人
第6段階	226人	225人	223人	674人
第7段階	126人	126人	126人	378人
第8段階	47人	47人	47人	141人
第9段階	78人	77人	77人	232人
合 計	1,586人	1,578人	1,571人	4,735人
所得段階別加入割合補正後被保険者数（B）	1,432人	1,425人	1,419人	4,276人

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合 計
標準給付費見込額	581,488,971 円	587,223,099 円	591,699,158 円	1,760,411,228 円
総給付費(一定以上所得者負担等調整後)	516,548,971 円	522,283,099 円	526,759,158 円	1,565,591,228 円
総給付費	516,651,000 円	519,840,000 円	520,668,000 円	1,557,159,000 円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△102,029 円	△156,101 円	△156,858 円	414,988 円
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0 円	2,599,200 円	6,248,016 円	8,847,216 円
特定入所者介護サービス費等給付額	47,000,000	47,000,000	47,000,000	141,000,000
高額介護サービス費等給付額	15,750,000	15,750,000	15,750,000	47,250,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000
審査支払手数料	390,000	390,000	390,000	1,170,000
地域支援事業費	30,000,000 円	31,000,000 円	31,000,000 円	141,000,000 円
第 1 号被保険者負担分相当額	140,642,463 円	142,191,313 円	143,220,806 円	426,054,582 円
調整交付金相当額	29,774,449 円	30,111,155 円	30,334,958 円	90,220,561 円
調整交付金見込交付割合	9.62%	9.37%	9.22%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8851	0.8969	0.9044	
所得段階別加入割合補正係数	0.9027	0.9032	0.9030	
調整交付金見込額	57,286,000 円	56,428,000 円	55,938,000 円	169,652,000 円
財政安定化基金拠出金見込額				
財政安定化基金拠出率	0.0%			
財政安定化基金償還金				
準備基金の残高(平成 29 年度末の見込額)				48,000,000 円
準備基金取崩額				48,000,000 円
財政安定化基金取崩による交付額				円
審査支払手数料差引額				
市町村特別給付費等				
市町村相互財政安定化事業負担額				
市町村相互財政安定化事業交付額				
保険料収納必要額				298,623,144 円
予定保険料収納率	97.0%			
保険料(月額)				5,999 円

所得段階別保険料（平成 30 年度～平成 32 年度）

区 分	対 象 者	保 険 料 率	保 険 料 額 (円)		被 保 険 者 構 成 比
			年 額	月 額	
第 1 段階	町民税非課税(世帯)かつ老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者等	0.5	36,000	3,000	27.1 %
第 2 段階	町民税非課税(世帯)で課税年金収入+合計所得額が 80 万円超え 120 万円以下の者	0.75	54,000	4,500	11.5 %
第 3 段階	町民税非課税(世帯)で第 1 段階及び第 2 段階以外の者	0.75	54,000	4,500	8.8 %
第 4 段階	町民税課税世帯かつ本人は非課税で課税年金収入月合計所得金額が 80 万円以下の者	0.9	64,800	5,400	12.1 %
第 5 段階	町民税課税世帯かつ本人が非課税で第 4 段階以外の者	1.0	72,000	6,000	10.4 %
第 6 段階	町民税課税者で所得額が 120 万円未満の者	1.2	86,400	7,200	14.2 %
第 7 段階	町民税課税者で所得額が 120 万円以上 200 万円未満の者	1.3	93,600	7,800	8.0 %
第 8 段階	町民税課税者で所得額が 200 万円以上 300 万円未満の者	1.5	108,000	9,000	3.0 %
第 9 段階	町民税課税者で所得額が 300 万円以上の者	1.7	122,400	10,200	4.9 %

(4) 第 1 号被保険者保険料の推計方法

第 1 号被保険者の介護保険料は、基本的に介護保険サービスの自己負担分を除いた経費の内の 23%相当分になります。ただし、要介護状態になりやすい後期高齢者の割合が全国平均よりも大きく、所得階層が全国平均よりも低い市町村に対して調整交付金（国庫支出金）がより多く交付され、市町村格差の一部是正がなされることとなります。

なお、当町の各段階の負担割合は、国の基準に沿った割合としています。

以下に保険料算定の流れを示します。

$$\begin{aligned}
 & \text{標準給付費見込額 } 1,760,411,228 \text{ 円} \times 23\% \text{ (第 1 号被保険者負担率 } 23\%) + \text{調整交付金相当額} \\
 & 90,220,561 \text{ 円 (全国平均の調整交付金交付割合 } 5\%) + \text{地域支援事業費見込額 } 92,000,000 \text{ 円} \times 23\% \\
 & \hspace{15em} = 516,275,143 \text{ 円} \\
 \textcircled{2} & 516,275,143 \text{ 円} - 169,652,000 \text{ 円 (調整交付金見込額)} = 346,623,143 \text{ 円} \\
 \textcircled{3} & 346,623,143 \text{ 円} + \hspace{5em} 0 \text{ 円 (財政安定化基金拠出金)} = 346,623,143 \text{ 円} \\
 \textcircled{4} & 346,623,143 \text{ 円} - \underline{48,000,000 \text{ 円}} \text{ (準備基金取崩額等)} = \underline{298,623,143 \text{ 円}} \\
 \textcircled{5} & 298,623,143 \text{ 円} \div 97.0\% \text{ (保険料収納率)} \div 4,276 \text{ 人 (所得段階別加入割合補正後被保険者数)} \\
 & \div 12 \text{ 月} \div \underline{6,000 \text{ 円 (5,999 円)}}
 \end{aligned}$$



---

---

## 第6章 介護給付適正化計画の策定

---

---



## 1. 介護給付等に要する費用の適正化に関する取組

---

介護給付適正化事業について、平成 29 年の介護保険法改正により市町村が介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき施策およびその目標を定めるものとされたことから介護給付適正化計画を策定するものです。

### (1) 現状と課題

適正化事業の実施体制について、職員の対応により実施しています。

要介護（要支援）認定者数について、増加傾向にあり、サービスの利用状況についても増加傾向でしたが、平成 28 年 3 月から介護予防・生活支援サービス事業の実施に伴い、居宅サービスの介護予防訪問介護および介護予防通所介護の利用者が、訪問型サービスおよび通所型サービスへ移行したことから平成 28 年度から実績がなくなっております。

適正化事業について、国では主要 5 事業といわれる「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」を推進しております。

しかし、度重なる法改正等により事務が煩雑化し事務量が増加したことにより十分な職員の対応ができず、「要介護認定の適正化」、「住宅改修等の点検」の 2 事業について実施しているところです。

### (2) 今期の取組方針と目標

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスでないサービスを、事業者が適切に提供できるよう促すことにより、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め持続可能な介護保険制度の構築に資するという考えを基に国の「介護給付適正化計画」に関する指針に掲げる主要 5 事業のうち、既に実施している「要介護認定の適正化」、「住宅改修等の点検」の 2 事業に加え、今期計画では即効的な効果が最も見込まれる「ケアプランの点検」及び「縦覧点検・医療情報の突合」について効率的な実施方法により取り組みます。

「要介護認定の適正化」について、認定調査票全件の点検を実施します。不備が認められた場合は、認定調査員に確認し必要に応じて認定調査票を修正するとともに、認定調査員に指導を行い認定調査の平準化を図ります。

「ケアプランの点検」について、平成 30 年度から毎年度 4 件の点検の実施を目指します。利用者の状態に応じたケアプランが作成されていないと認められた場合、担当ケアマネージャーに対して助言を行うほか、必要に応じてケアプランの見直し、居宅介護支援事業所への助言等を行います。

「住宅改修等の点検」について、「住宅改修」は全件を書類にて点検し、現状がわ

かりにくく事前確認が必要などと認められる場合は実態確認を行います。「福祉用具購入・貸与」についても全件点検することとし、不適切または不要と認められた場合は、必要に応じて担当ケアマネージャーから聴取を行い、利用者等の身体の状況に応じて必要な福祉用具の利用を促します。

「縦覧点検・医療情報との突合」について、北海道国民健康保険団体連合会に業務を委託し介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見し適切な処置を行うものとします。

---

---

## 第7章 介護予防・保健・福祉サービス事業の整備

---

---



# 1. 介護予防事業

---

## (1) 介護予防対策

高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう、寝たきりや認知症になることを予防するため、各種予防教室や訪問指導活動など、介護予防に重点を置いた事業を実施し、高齢者一人ひとりに合った介護予防対策を積極的に推進していきます。

### ○元気はつらつ教室

一般の高齢者を対象に、運動指導士による筋力維持のための運動や、バランス機能の維持を目的とした運動指導事業を、各3地区に入り集団で行います。元気で体力がある時から運動習慣を身につけ、日常生活に取り込むことを意識して実践すると、健康を維持できて、転倒予防につながります。

### ○さわやか教室

生活機能評価で栄養面や軽度認知症に不安のある高齢者や、運動機能の低下が心配な高齢者を対象に、栄養面でのこと、口腔ケアに関すること、認知症予防に関すること、運動機能の向上・維持に関することなどを、教室で総合的に行います。要介護状態にならないために、また、参加意欲を高めることで、仲間づくりも目的にします。家から外に出かける1歩になり、精神面でも効果があります。

### ○訪問型介護予防事業

通所による各教室に参加することができない高齢者を対象に、理学療法士・言語聴覚士・作業療法士が自宅に訪問し、身体状況の把握や個別の状況に応じた訪問リハビリを実施します。日々生活している場で、個別に合った指導内容なので、より実践的な効果が期待出来ます。

### ○介護予防普及啓発事業

一般の高齢者及び一般町民を対象に、介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するための介護教室や、認知症学習会を開催します。また、パンフレット等を活用し、介護予防に関する意識の啓発を行います。

### ○生きがいデイサービス

介護保険で「非該当」と認定された人や、在宅で外出する機会が減り交流があまりもてなくなっている人等を対象に、地区毎にデイサービスを実施していきます。

一人で家に閉じこもりにならないで、趣味・創作活動等同じ目的で高齢者相互が集まることは、寝たきりや認知症の予防として効果があり、生きがいづくりとなります。

定期的に参加者と関わることで、身体面や精神面での変化等に気づくことができ、適切な対応を早期にとることが出来ます。広域な地域なので送迎体制を整え、町内の温泉や、保健福祉センターを利用して実施していきます。

## ○介護予防用具給付事業

高齢者の寝たきりの予防対策として、転倒防止事業が必要となります。転倒が心配される人に、外出時の安全の確保、活動機会の増進等を目的として、シルバーカーや杖などを給付し、高齢者の自立した生活を支援していきます。

## (2) 保健福祉総合センター

在宅の高齢者等を対象として、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上、健康増進のための事業を実施するため、拠点となる施設として活用されています。

高齢者が要介護状態にならないための予防事業や、将来に向けた生きがいづくり、健康づくりなどを推進します。

## ○業務内容

- ・介護予防事業
- ・健康増進のための事業
- ・介護知識や、介護方法などを普及する事業（介護用品等の展示）
- ・介護予防や健康に関することの個別相談事業
- ・生きがいデイサービス

## ○実施方法

町の保健福祉総合センターを中核として計画し、事業を展開していきます。

地域包括支援センターや社会福祉協議会と協力し生きがいデイサービスの実施、各介護予防教室、介護教室、リハビリ教室などを開催していきます。

保健福祉センターは、乳幼児等の事業やサークルも開催しているため、高齢者との交流する機会もあります。世代を超えた交流ができることは、高齢者に良い効果が生まれ参加意欲を高め、元気になります。

センター内の運動コーナーでは、無理なく使用できる中高年向けの運動機器をそろえているため、自分のペースに合った運動を実施できます。

他にも地域の集会施設を有効に活用し、高齢者が自分の足で出向ける範囲での各事業を展開していきます。

## (3) 介護予防・日常生活支援総合事業

単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が高くなっています。従来の予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう地域支援事業の見直しを含めた検討を行います。

当町においても、既存のサービスに加え、地域の他の主体も活用し、高齢者が支え手側に回ることも考慮しながら、高齢者を支援していきます。

## 2. 健康増進事業

---

### (1) 健康増進事業

町民が主体的な健康づくりができ、心豊かに生き活きと生活し健康寿命が延びるよう、個々にあった健康増進事業を推進していきます。

#### ○健康診査

心臓病・脳卒中・糖尿病、高血圧などの生活習慣病のスクリーニングを行い、疾患を早期に発見することを目的としています。また単に「要医療者」の発見だけでなく、受診者を健康相談・健康教育など必要な事業につなげて、自分の日常生活を振り返り、健康管理に関する自覚を高め、疾病を予防することも目的にしています。

#### ①特定健康診査・特定保健指導

国民健康保険に加入している40歳～74歳の町民に対しメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施し、該当者には特定保健指導を行い生活習慣病発症の防止に努めます。

#### ②後期高齢者健康診査

75歳以上の町民に対し、北海道後期高齢者医療広域連合から委託を受け健康診査を行います。

#### ③がん検診

健康を保持するため、各種がん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん）を実施し、がんの早期発見に努めます。

#### ④骨粗しょう症検診

転倒による骨折や寝たきりになるリスクを早期に発見し、予防をおこないます。

#### ⑤頭部検診

町民が脳血管疾患に関心を持ち、受診行動を起こし、脳血管疾患の早期発見・早期治療に努めます。

#### ⑥その他の検診

年齢や加入保険に関わらず多くの住民が健診を受ける場として、若年者健診や扶養保険者の健診を実施します。

#### ○健康手帳の交付

健康相談や健診結果の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てるため交付に努めます。

#### ○健康教育

生活習慣病の予防・健康づくり等、健康づくりに関する正しい知識を広く普及することにより町民自らが「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、壮年期からの健康の保持増進に努めます。

#### ○健康相談

心身の健康また介護サービスに関する個別の相談に応じます。その中で自らの生活を振り返り、自己決定できるような情報提供・助言を行い日常生活での自己健康管理ができるよう努めます。また、地域の特徴やニーズを把握し、地区にあわせた支援が提供できるよう努めます。

#### ○機能訓練

傷病により医療的リハビリテーションを行った後に、生活機能の回復や社会復帰を目指して、人との円滑な交流を図り疾病や障害を持ちながらも地域社会で過ごすことができるように努めます。

#### ○訪問指導

保健師が療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対し、その家庭環境や生活状況を把握した上で必要な保健指導を行い、対象者の心身機能低下の防止と健康の保持増進を図るよう努めます。

#### ○高齢者インフルエンザ予防接種

予防接種法に基づき予防接種を行い、インフルエンザの罹患や重症化、蔓延防止に努めます。

#### ○高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

予防接種法に基づき予防接種を行い、肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防しまた、重症化を防ぎます。

### 3. 高齢者生活支援事業

---

#### (1) 高齢者生活支援事業

高齢者にとって、「生きがい」や「楽しみ」を持って安全に生活することが、健康を保持していくうえで重要なことです。このような観点から、「介護予防事業」と適切に組み合わせつつ、次のような生活支援事業を行います。

##### ①移送サービス

当町は広域であるうえに交通の便が悪く、公共交通機関の利用が困難な高齢者に対し、医療機関への送迎を行います。

##### ②特別移送サービス

一般車両での通院等が困難な高齢者に対して、リフト付車両（昇降機能付の特殊車両）を運行し、病院や施設への送迎を行います。

##### ③除雪サービス

独居や体が不自由な高齢者で除雪が困難な世帯に対し、冬期間における日常生活を維持するため除雪を行い、生活の安全を確保します。

##### ④入浴サービス

当町には3地区に入浴施設がありますが、高齢者のみの世帯で移動手段がなく、また、自宅に浴室がない老人は入浴機会の確保が困難です。入浴機会の確保は身体衛生面の効果と生きがいづくりに重要な役割を果たしていることから、今後も継続して入浴施設への送迎を実施し、入浴機会を提供します。

##### ⑤給食サービス

食事の支度が困難な高齢者に対し、健康維持のためバランスのとれた食事を定期的に提供することが必要となります。今後も栄養のバランスに配慮した配食を継続して実施し、高齢者の健康維持増進を図るとともに、定期的に食事の提供を行うことにより、高齢者の孤独感解消及び安否確認をサービス従事者によって実施していきます。

##### ⑥介護用品支給事業

在宅の寝たきりや重度の認知症高齢者の家族の身体的負担及び経済的負担を軽減するために介護用品（紙おむつ、清拭用品など）を支給します。

### ⑦緊急通報システム設置事業

当町では年々、独居・老夫婦世帯が増加しており、安否の確認、緊急時の対応が課題となっています。このようなことから、在宅での生活に不安のある方に対し、災害等緊急時の救護体制を確保するため、緊急通報機の設置を推進し、安全性の確保を図ります。緊急時には消防署の迅速な対応と、近隣に配置している協力員が一体となり、地域住民の協力による老人の安否確認を行います。

### ⑧特別入浴事業

現在は訪問入浴の体制整備ができていないため、代替となるサービスが必要となります。家庭の浴槽では寝たきり老人への対応が困難なことから、自宅での入浴が困難な方に対し、清潔保持と快適な生活を支援するため、特殊浴槽での入浴機会の提供を行います。

### ⑨家事援助サービス事業

日常生活等に援助が必要な高齢者に対し、生活支援と不安の緩和を行うため、居宅にヘルパーを派遣し家事援助、身体介護などのサービスを提供します。

### ⑩外出支援サービス事業

老衰、傷病等の理由により、1人で外出するのが困難な高齢者を対象とし、移送支援を行うとともに、必要に応じて介助を行うサービスを提供します。

### ⑪老人短期入所事業

介護保険法の中では決められた回数のみ利用できることになっていますが、介護者の負担軽減や、緊急時の事情により利用が必要な方に対し利用回数を上乗せして町内の特別養護老人ホームを利用して実施します。

### ⑫生きがいデイサービス (P 51 に記載)

### ⑬介護予防用具給付事業 (P 51 に記載)

老人福祉事業計画数

区 分			平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
●施設サービス					
養護老人ホーム	サービス量の見込 施設整備の見込	措置者数(人) ヶ所 定員数(人)	20	21	22
軽費老人ホーム					
A型	サービス量の見込 施設整備の見込	措置者数(人) ヶ所 定員数(人)			
B型	サービス量の見込 施設整備の見込	措置者数(人) ヶ所 定員数(人)			
生活支援ハウス(高齢者生活支援センター)	サービス量の見込 施設整備の見込	措置者数(人) ヶ所 定員数(人)			
生活支援ハウス (高齢者生活支援センター)	サービス量の見込 施設整備の見込	措置者数(人) ヶ所 定員数(人)			
地域包括支援センター		1ヶ所	1	1	1
老人福祉センター		1ヶ所			
その他		人			
高齢者等グループホーム		人			
高齢者支援住宅・福祉寮		人			
シルバーハウジング		人			
高齢者向け公営住宅		戸	50	50	50
その他(高齢者生活支援寮)		10人	10	10	10



---

---

## 第 8 章 高齢者保健福祉に関する体制 の整備

---

---



## 1. 高齢者保健福祉サービス提供のための体制づくり

---

高齢者を地域で支える体制の構築を目標に掲げていますように、「心が通い合いいきいきとしたふるさとづくり」実現は、一般行政、保健、福祉、医療とともに町内会等の住民組織や団体との連携・共同・役割分担により、サービス提供体制の充実をはじめ、高齢者を支える仕組みをつくりあげることが必要です。

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を送れるように、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が、包括的に確保される体制づくりを構築するものです。在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進も含め、整備をしていきます。

### (1) 行政組織

#### ①地域包括支援センター

介護保険法の改正により、平成 18 年度から「地域包括支援センター」が市町村の責任主体のもと、町直営型で、行政機能の一部として運営されています。

地域包括支援センターは、高齢者の状況や変化に応じて、介護サービスや、保健・福祉・医療サービス等の様々な支援が、継続的かつ包括的に提供されるように調整し、地域住民との連携や、関係者の連絡調整をする等、サービスや支援のコーディネートを行う機関となります。総合的な相談援助に加え高齢者に対する権利擁護、虐待防止に対する相談にも対応するとともに、継続的包括的マネジメントをしていきます。

また、軽度要支援者や一般住民を対象に、介護予防を強化するために「介護予防事業」を展開します。

<地域包括支援センターの機能強化>

- 在宅医療・介護連携の推進強化～医療機関・介護関係者との一体的な連携を推進する。
- 認知症施策の推進～早期発見・早期対応により住み慣れた地域で暮らせる支援づくり。
- 生活支援の基盤整備～協議体『厚沢部町支えあい推進協議体』のさらなる活用。
- 地域ケア会議の推進～法定化により、地域ケア会議を確実に実施していく。
- 介護予防～リハビリ専門職を活かした自立支援に向けた取り組みの検討。

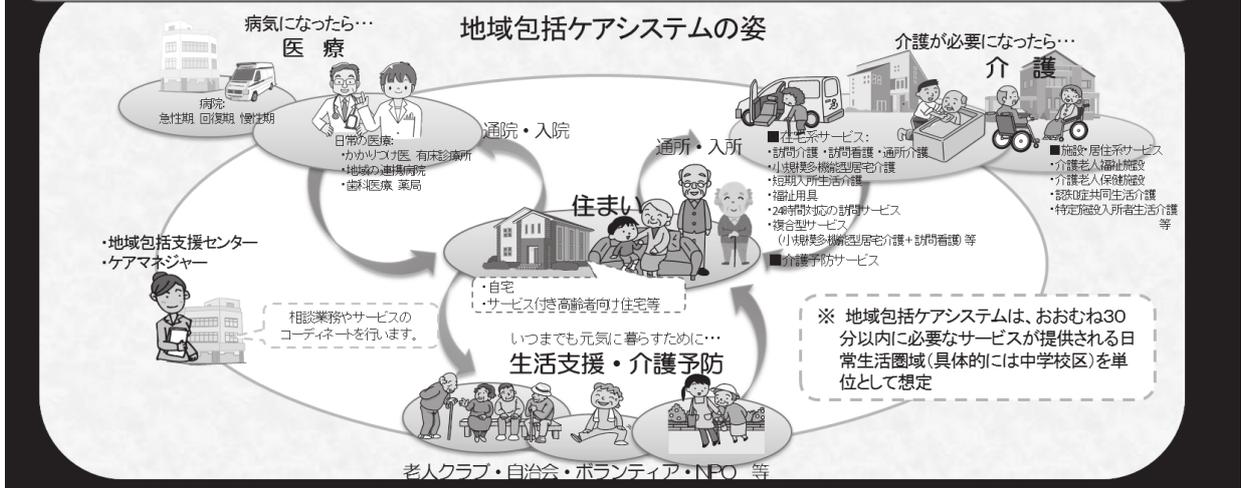
#### ②サービスの供給量確保、人材確保・支援対策

介護福祉資源の公平な分配、サービスの需要調整・供給量確保。

介護保険制度創設以降 7 期目にあたる今期に提供されるサービスに関しては、町は引続き、環境整備、全体調整、サービス水準の監視の役目を担います。当面の対策としては、地域の介護福祉資源の公平な分配、サービスの需要調整、供給量確保を行います。高齢者のサービス需要に関する定期的な意識調査も実施します。

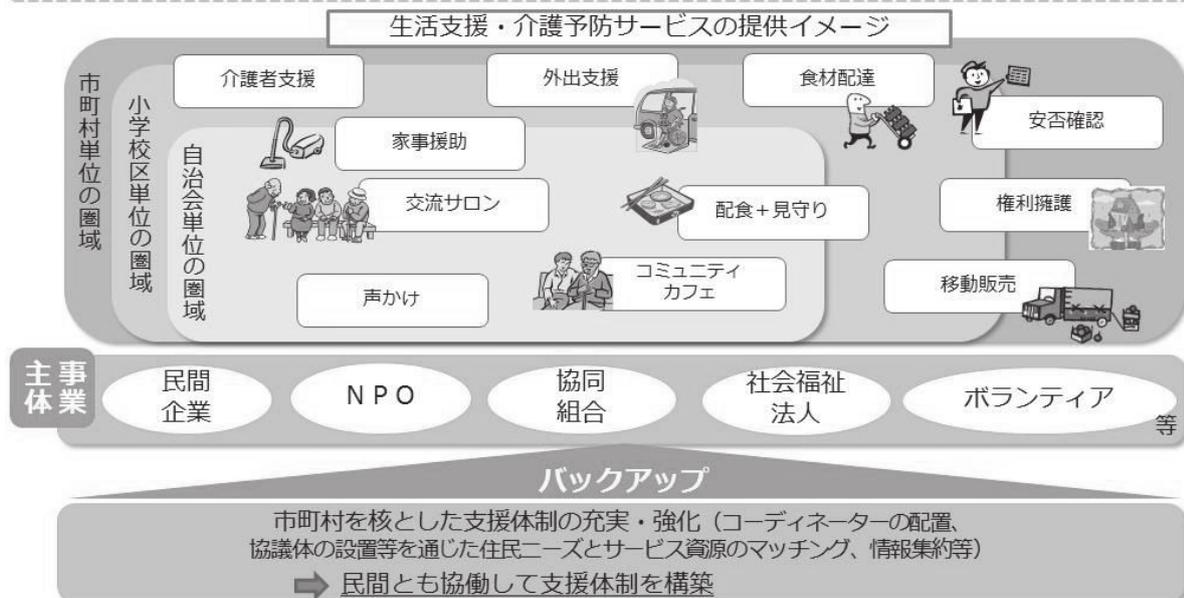
## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



## 多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援
  - ▶ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
  - ▶ 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援



## (2) 高齢者情報の集約と活用体制

厚沢部町地域ケア会議を定例に開催し、保健・福祉・医療・介護の様々な検討内容を、各専門委員で協議していきます。また、必要時は、個別の事例検討会議を関係者間で随時実施し、問題の解決や情報を共有し、適切な対応ができるように図ります。

また、サービスを必要とする高齢者に、有効な保健福祉サービスを的確に提供できるよう、サービス調整会議を随時開催し、検討していきます。これらの会議で決定するには、対象者の的確な情報が必要となります。

高齢者の実態把握、情報の集約は、地域包括支援センターが中心となり推進していますが、今後も個人情報としてのセキュリティの十分な配慮のもと、福祉、介護、健康増進、国保病院、消防等関係部署が適切なサービス提供に活用できる体制をつくりまします。

## (3) サービスの点検と苦情処理

介護保険の開始により、介護を必要とする高齢者等は、自らの意思でサービスを選択し、利用者と提供者の合意、契約に基づき実施されています。

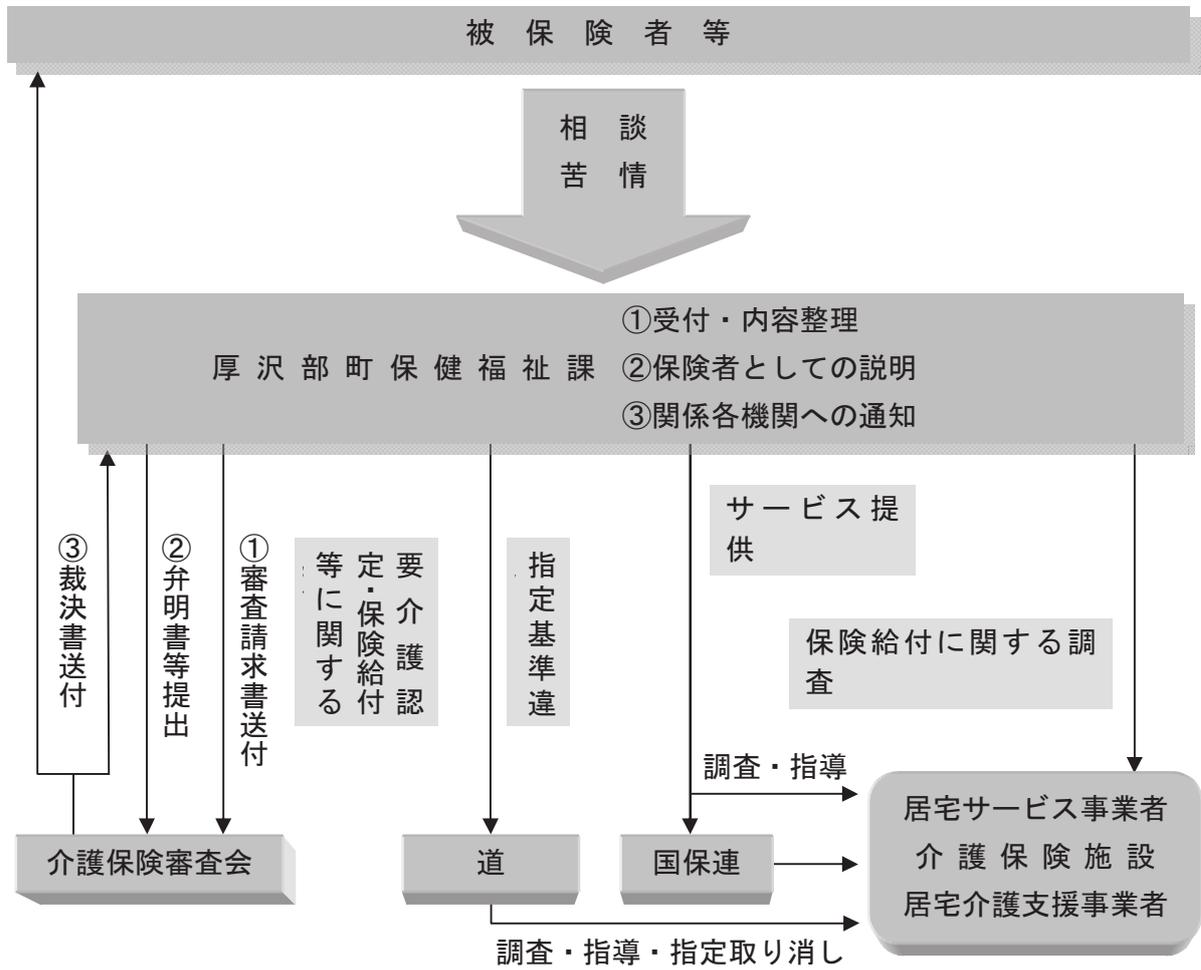
しかし、サービスを受ける高齢者等は心身に障害を有し、時には期待通りのサービスであるかどうかの判断ができないことや不満があっても遠慮してしまうことが考えられます。

介護保険事業を進める責任を持つ町では、自己作成の場合を含めて、サービス計画作成の段階からサービス担当者会議で検討し、サービス開始後の点検とサービスの調整、見直しについて利用者・家族と相談して決定していきます。

個々のケアプランが、利用者・家族の意向に合った適切な内容であるかどうか十分に検討され、進められていることを確認していきます。

また、認定調査や要介護度の判定、サービス内容を含めて、介護保険全般に関する疑問や苦情については、北海道介護認定審査会と北海道国民健康保険団体連合会に受付処理窓口がありますが、町では福祉介護係と地域包括支援センターが直接の窓口となって問題点等を整理し処理していきます。出来るだけ解りやすく説明し、疑問な点が迅速に解決されるよう対処していきます。

# 介護保険に係わる苦情等の処理フロー



## 2. 地域との連携による支援体制づくり

---

高齢者が生活していくためには、行政や介護等サービス事業者に加えて高齢者が生活する身近な地域での支援が重要です。

今後は、地域のさまざまな機関、団体等と連携するとともに、新たな地域資源の養成を図ります。

### (1) 社会福祉協議会

全国社会福祉協議会が策定している「新・社会福祉協議会基本要項」には、市町村社会福祉協議会自ら整備する目標として掲げる機能として、ア. 住民要求や福祉課題を明らかにし、住民活動を推進する機能、イ. さまざまな社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能、ウ. 福祉サービスの企画・実施機能があります。

当町においては、地域の福祉問題を自らの手によって考え解決する民間の自主組織である社会福祉協議会としての使命を重視し、福祉行政や介護保険サービス事業と役割分担をする中で、従来取り組んできた福祉サービスの充実はもちろん、特に住民活動を推進する機能の強化を図れるよう連携します。

#### <福祉サービスの企画・実施>

- 心配事相談事業の展開
- ふれあい交流会
- 福祉サービス事業利用援助事業
- 生活援助資金貸し付け
- 生活福祉資金貸し付け
- 共同募金事業への協力
- 日常生活自立支援事業
- ホームヘルプサービス（訪問介護、身障者、精神障害者の実施）
- 居宅介護支援事業（ケアプランの作成、相談、調整等）

#### <住民活動の推進>

身近な地域における日常的な予防、介護支援の主役は身近な地域住民の方々であることが高齢者にとって望ましく、こうした視点から住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、ともに支えあう地域社会づくりの牽引役として社会福祉協議会に大きな期待が寄せられています。町民の意識高揚、住民活動の奨励、支援事業がさらに拡大され、新たな地域資源が確保されるよう関係機関等との一層の連携を図ります。

- ボランティア教育の奨励
- ボランティア団体の育成
- 高齢者生活支援事業等の充実
- ボランティア研修への参加

### 〈財源の確保と事務局体制の充実〉

社会福祉協議会が、その役割に応じて各種事業を拡大展開していくためには、財源の確保が大きな課題です。協議会の自主財源は各町内会からの会費や寄付金、介護報酬などであり、今後も大幅な伸びは期待できないことから、運用財産の確保と活用を図る必要があります。

## (2) 民生委員

民生委員は、地域にあって住民の生活状態や福祉ニーズを直接把握できる立場にあり、相談を受け、助言を行うとともに、住民と行政、関係機関のパイプ役として重要な役割を持っています。

特に、介護保険が利用者とサービス提供者の契約となることから、対象者である高齢者が意思の決定、金銭・財産管理能力に低下をきたした場合の権利擁護を支援することなど、新たな課題も生じており、今後も民生委員情報が行政、関係機関等に伝わり、あるいは行政、関係機関の福祉情報が民生委員に確実に伝わって、高齢者等の生活支援に適切に結びつく体制の強化は欠かすことができません。

定期的開催する協議会において、行政福祉担当者、地域包括支援センター、福祉介護担当者等が積極的に情報提供し、あるいは委員からの情報を収集し、地域支援体制による適切なサービス調整に結びつくよう連携していきます。

## (3) 住民組織

当町では、老人クラブ、社会福祉協議会等を中心とした高齢者とのふれあい事業等、いくつかの活動が展開され、各町内会でも、それぞれの地区の特性を活かし、創意工夫された取り組みがされています。

また、厚沢部郵便局や道南うみ街信用金庫厚沢部支店、生活協同組合コープさっぽろの外務員、北海道新聞配達員などが、一人暮らしや老夫婦世帯宅に配達及び集金等をした際、異常があった場合は速やかに関連機関へ連絡するなどの地域見守り活動の強化を行っています。今後は、町内会の中に地域福祉を推進する取り組みをさらに奨励し、地域全体で高齢者等の生活を見守り、日常的な声かけや暮らしを支援する体制を作っていきます。地域住民と関係機関がしっかり横の連携を図り、協力できるようネットワークを構築していきます。

地域において、高齢者が集会施設や野外等で、レクリエーション等を独自に行ったり、住民主体の「集まりの場」が設置できるよう、進めていきます。助け合い活動が浸透することで、参加者の意欲向上や、生きがいがつくりにつながるような組織をめざします。さらに、地域の児童・生徒等との交流をする企画を町内会で考え、世代交流が図れることも大切になります。このように、高齢者が地域で安心して暮らせるような基盤づくりを促進していきます。

このため、従来の高齢者とのふれあい活動の支援を広げるとともに、町内会として地域に必要な福祉サービスの点検の実施や、福祉講演会を開催するなど、自主的な取り組みの中から地域福祉の意識が高揚するよう推進していきます。

高齢者が冬期間に苦慮するのが、除雪作業です。サービス事業として個人の利用もありますが、地域の中で従来実施されていたであろう「助け合いの気持ち」で、地域全体で取りくみを考えていく必要があります。

---

---

資 料 編

---

---



## 法令根拠

### ・老人福祉法

#### (市町村老人福祉計画)

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- 二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- 三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第1号の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第117条第2項第1号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第2項第1号の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## ・介護保険法

### (市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 老人福祉法、及び介護保険法に基づく計画策定を行うとともに、策定された計画の実施状況の点検と見直しについての協議を行うことにより、高齢者社会をめぐる重要な課題について、当町が目指すべき基本的な施策を定め、その策定と推進を図るため、厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）の設置運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に必要な調査と審議を行い、計画の進捗状況について分析検討をする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20名以内とし次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱、選任する。

- (1) 社会福祉関係
- (2) 医療関係
- (3) 保健関係
- (4) 教育関係
- (5) 住民代表
- (6) 議会代表
- (7) 行政関係
- (8) その他関係団体

### (任期)

第4条 委員は、計画策定から次期計画策定までの事業期間を設定し、その期間は原則3年とし再任を妨げない。

- 2 前項に関わらず、策定時期に変更があった場合については、次期計画策定が行われる当該年度の前年度末までを任期とする。
- 3 各関係団体委員の改選等により委員に変更がある場合は、改選後の団体の代表等へ委嘱するものとし、期間は前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年訓令第11号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

厚沢部町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員名簿

関 連	代表団体名	氏 名
社会福祉関係	社会福祉協議会長	山 畔 清 悦
	特別養護老人ホームあっさぶ荘施設長	中 野 隆 俊
	福祉委員協議会長	近 藤 良 信
	老人クラブ連合会長	齊 藤 政 雄
医 療 関 係	国保病院長	佐々木 紀 仁
	歯科医師	小 山 正 美
保 健 関 係	食生活改善協議会長	金 谷 洋 子
教 育 関 係	教育委員会教育長職務代理者	尾 山 君 兆
住 民 代 表		鹿 能 正 治
		杉 村 三 郎
		西 口 斜 子
		佐 藤 征 勝
		船 瀬 一 徳
関 係 団 体	町内会連絡協議会会長	松 島 忠 明
議 会 関 係		鈴 木 祥 司
		佐々木 宏
行 政 関 係	総務政策課長	朝 倉 秀 美

